

笠置町・和束町・南山城村

障がい者基本計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

令和6（2024）年3月

笠置町・和束町・南山城村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
第2章 障がい者の状況	7
1 各種データからみる現状	9
2 アンケート調査結果からみる課題	18
3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の検証.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	45
2 基本目標	46
3 施策の体系	47
第4章 施策の展開	49
1 啓発・広報・交流	51
2 保健・医療	54
3 教育・育成	56
4 雇用・就業	58
5 生活環境	61
6 生活支援・相談支援	64
第5章 障がい福祉計画（及び障がい児福祉計画）	67
1 令和8年度の目標（成果目標）	69
2 サービスの見込み（活動指標）と確保方策	76
第6章 計画の推進	93
1 計画の評価・推進に向けて	95

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

国では、様々な障がい者施策が推進されており、障がい者に関わる多くの法や制度についても整備・改正が行われています。令和3年6月の障害者差別解消法の改正、令和4年12月の障害者総合支援法等の改正、令和4年6月の児童福祉法の改正等、近年においてもいくつかの法改正が行われており、障がい者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

そうした中、国が策定する障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が、令和5年3月に閣議決定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向について定められました。

また、地域における福祉課題についても多様化・複雑化が進んでおり、これまでのような障がい者、高齢者、子ども、といった対象者ごとの縦割りのシステムではなく、分野を超えて包括的に、そして重層的に支援していく体制の構築、そして、地域の誰もが役割をもって活躍できる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくことの重要性がますます高まっている状況です。

(2) 計画策定の趣旨

笠置町・和束町・南山城村（以下、「相楽東部3町村」という）では、平成30年3月に「笠置町・和束町・南山城村 障がい者基本計画」、令和3年3月に「笠置町・和束町・南山城村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、「地域全体で支えあい 共に 豊かに 安心して過ごせるまち」を基本理念として、障がい者を支える施策・事業を総合的に推進してきました。

そして、これらの計画が令和6年3月をもって計画期間満了となるため、法律や制度の改正や障がい者を取り巻く社会情勢の変化等をふまえ、新たな計画である「笠置町・和束町・南山城村障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）の策定を行いました。

今後も、本計画に基づき、障がい者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、障がい者施策を推進するとともに、障がい福祉サービス等の支援の提供体制のより一層の充実を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の制度的位置づけ

本計画は、相楽東部3町村の障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するために、障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体として策定するものです。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
規定	第11条第3項	第88条	第33条の20
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制の確保等について定める

[参考：近年の障がい者を取り巻く制度等の変化]

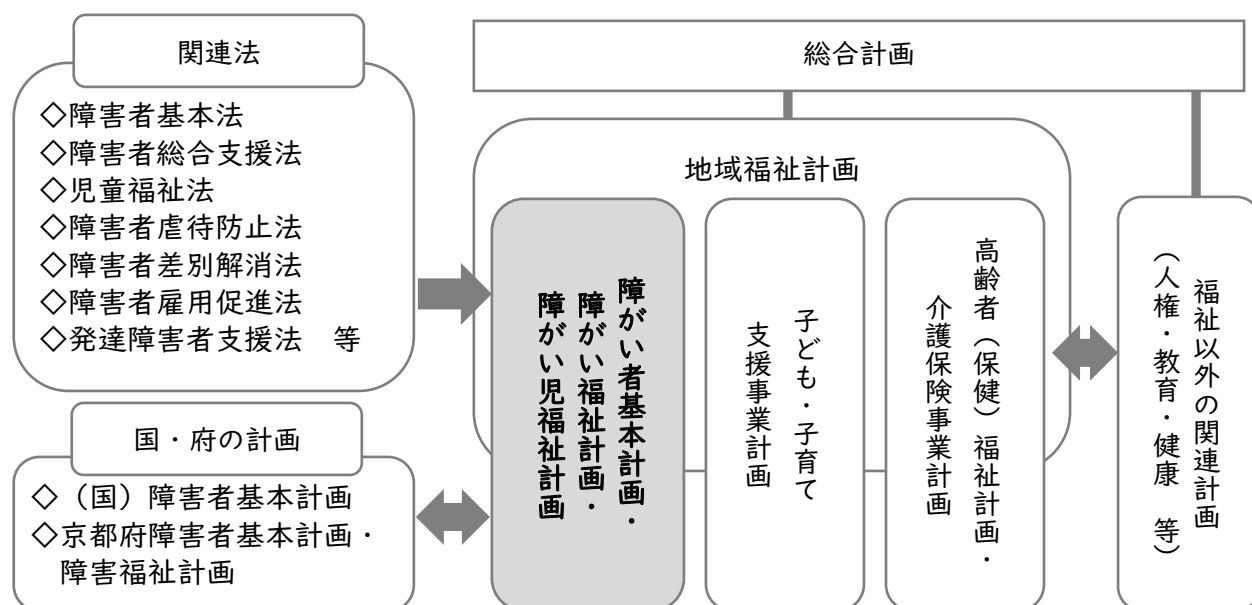
主な動き
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（平成30年4月） ○障がい福祉サービス等に関する改正、「就労定着支援」「自立生活援助」等の新設、「共生型サービス」の追加等 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の公布・施行（平成30年6月） ○障がい者による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進等
「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正・施行（令和元年6月） ○短時間労働以外の労働が困難な状況にある事業主に対する、障がい者の雇い入れ及び継続雇用に関する支援の実施、障がい者の雇用状況に関する的確な把握等 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月） ○視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
「障害者差別解消法」の改正（令和3年6月） ○「合理的配慮」の事業者における義務化等

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション※¹施策推進法」の公布・施行（令和4年5月） ○障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進等 「児童福祉法」の改正（令和4年6月） ○包括的な支援のための体制強化、児童の居場所づくりの支援実施、児童発達支援の類型一元化、障害児入所施設の22歳までの入所継続可能等
「障害者総合支援法」等の改正（令和4年12月） ○障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等
「障害者基本計画（第5次）」の策定（令和5年3月） ○障がい者の自立と社会参加等を支援するための施策を、総合的・計画的に推進するために策定される、政府が取り組む障がいのある人のための施策に関する最も基本的な計画

（２）他の計画等との関係

本計画は、だれもが共に生きる地域づくりを進めるため、障がい者への支援の方向性と目標、具体的な施策の進め方を明らかにするものです。

また、「障害者基本法」「障害者総合支援法」等の関連法、国や府の計画を踏まえるとともに、相楽東部3町村の関連計画との整合性を図ります。

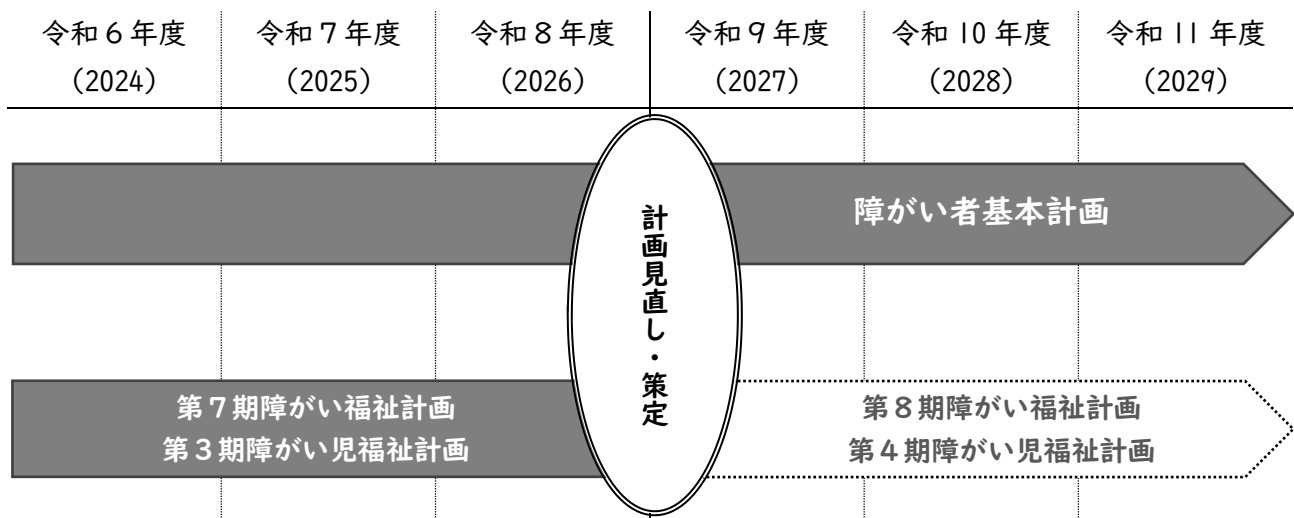


※¹ アクセシビリティ・コミュニケーション：聴覚障がいの人には字幕や手話、視覚障がい人には点字や音声解説、のように、障がいのある人の中でも、情報を得たり会話する方法は、それぞれ異なる。障がいのある人が、障がい特性等に応じてその人に合った手段・方法で、便利に・円滑に情報入手や会話・対話をできるように工夫すること、取り組むことを指す言葉。

3 計画の期間

「障がい者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間としますが、障がい者を取り巻く状況等の変化に対応するため、中間年度である令和8年度に見直しを行います。

また、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。



4 計画の対象

障害者基本法第2条においては、障がい者を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

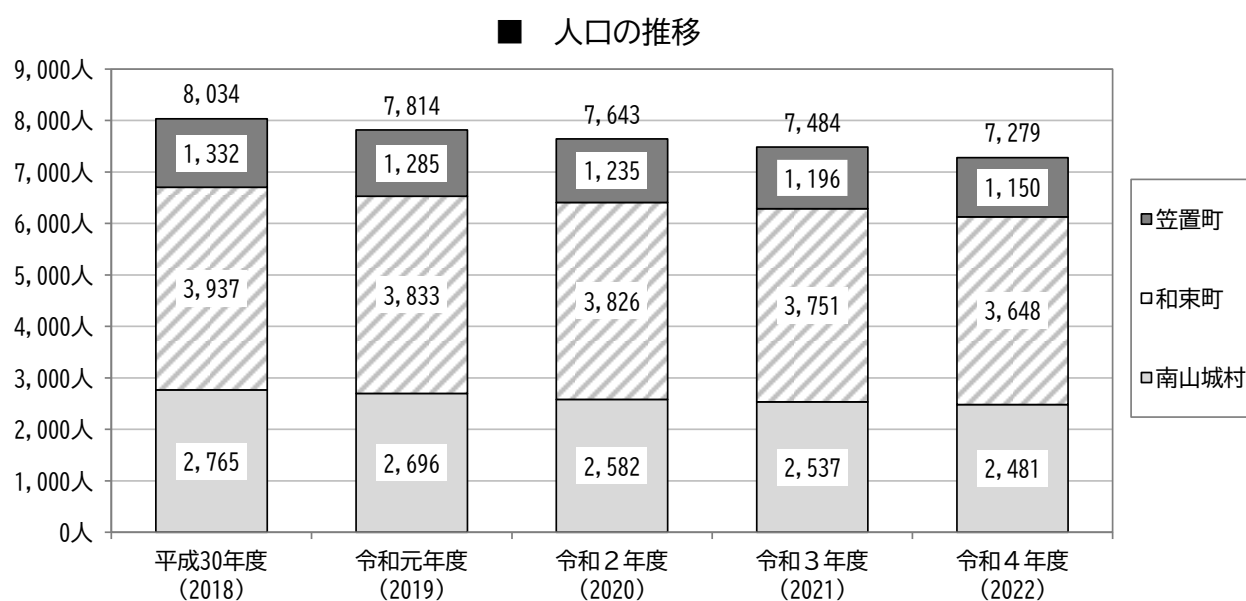
本計画は、法の趣旨に沿って計画の対象者を障害者手帳所持者だけに限らず、相楽東部3町村で暮らすすべての障がい者とします。

第2章 障がい者の状況

各種データからみる現状

(1) 人口の状況

相楽東部3町村の総人口は、減少傾向で推移しており、年少人口と生産年齢人口は平成30年度以降、一貫して減少しています。また、老年人口については、増減を繰り返して推移しており、令和4年度時点での構成比としては50.2%と半数を占めています。



(単位: 人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和4年度 構成比
総 計	合 計	8,034	7,814	7,643	7,484	7,279	100.0%
	0～14歳	517	501	461	441	422	5.8%
	15～64歳	3,830	3,650	3,458	3,324	3,203	44.0%
	65歳以上	3,687	3,663	3,724	3,719	3,654	50.2%
笠置町	合 計	1,332	1,285	1,235	1,196	1,150	100.0%
	0～14歳	52	47	47	46	48	4.2%
	15～64歳	620	580	544	514	487	42.3%
	65歳以上	660	658	644	636	615	53.5%
和束町	合 計	3,937	3,833	3,826	3,751	3,648	100.0%
	0～14歳	287	274	253	243	232	6.4%
	15～64歳	1,883	1,798	1,752	1,687	1,625	44.5%
	65歳以上	1,767	1,761	1,821	1,821	1,791	49.1%
南山城村	合 計	2,765	2,696	2,582	2,537	2,481	100.0%
	0～14歳	178	180	161	152	142	5.7%
	15～64歳	1,327	1,272	1,162	1,123	1,091	44.0%
	65歳以上	1,260	1,244	1,259	1,262	1,248	50.3%

※資料：住民基本台帳（各年度末時点）

(2) 世帯の状況

相楽東部3町村の世帯構成について、令和2年の国勢調査でみると、親族世帯のうち核家族世帯が多くなっており、一般世帯の56.6%を占めています。

また、単独世帯は、相楽東部3町村では26.4%となっており、笠置町では30.7%と和束町や南山城村と比べて高くなっています。

■ 世帯構成

	単位	一般世帯					
		総数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	不詳
			核家族世帯	その他親族との同居世帯			
総 計	世帯	2,922	1,653	470	14	772	13
	構成比	100.0%	56.6%	16.1%	0.5%	26.4%	0.4%
笠置町	世帯	522	289	60	1	160	12
	構成比	100.0%	55.4%	11.5%	0.2%	30.7%	2.3%
和束町	世帯	1,377	759	264	8	346	0
	構成比	100.0%	55.1%	19.2%	0.6%	25.1%	0.0%
南山城村	世帯	1,023	605	146	5	266	1
	構成比	100.0%	59.1%	14.3%	0.5%	26.0%	0.1%

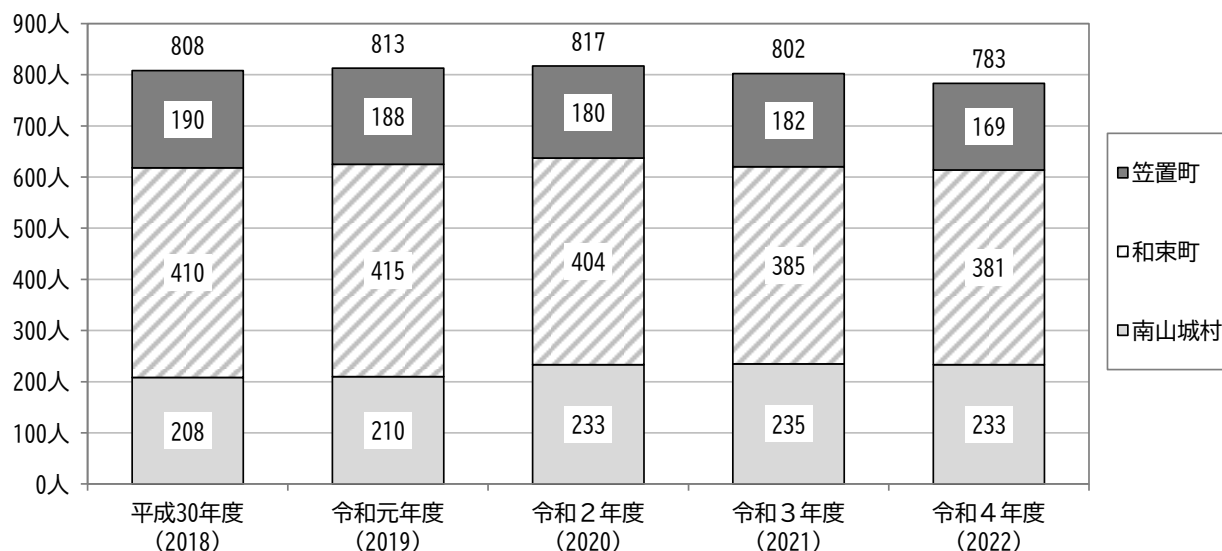
※資料：国勢調査（令和2年）

(3) 障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者の状況

相楽東部3町村の身体障害者手帳所持者数は、令和2年にかけて増加傾向となっていました
が、令和3年にかけては減少傾向に転じており、令和4年度では783人となっています。

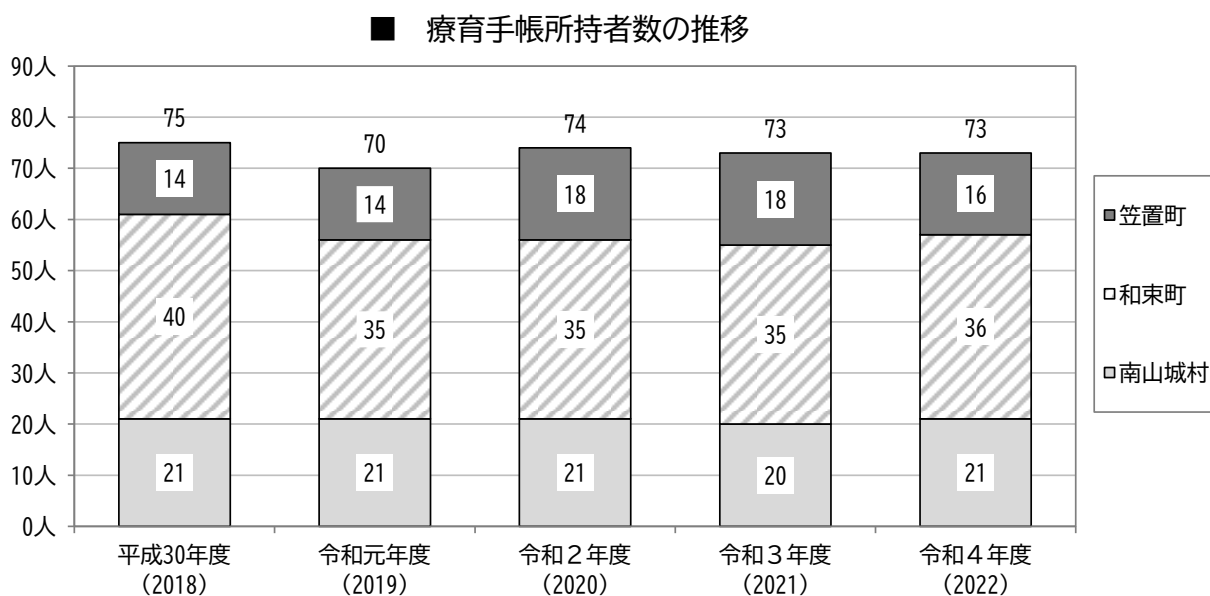
■ 身体障害者手帳所持者数の推移



※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

②療育手帳所持者の状況

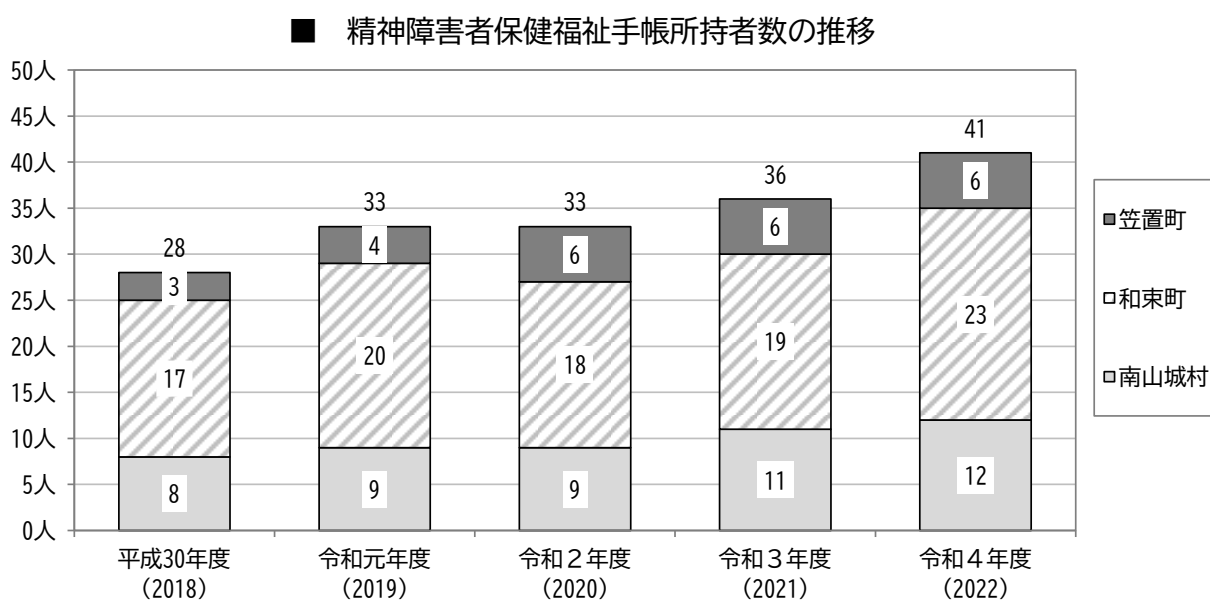
相楽東部3町村の療育手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しており、令和4年度では73人となっています。



※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

相楽東部3町村の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度では41人となっています。



※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

④身体障害者手帳所持者の詳細状況

相楽東部3町村の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、4級が最も多く、各町村においても同様の状況となっています。また、令和4年度における構成比をみると、最重度の1級は、笠置町で15.4%、和束町で16.8%、南山城村で23.2%となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	等 級	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
		人数	人数	人数	人数	人数	構成比
総 計	1 級	156	154	153	151	144	18.4%
	2 級	96	98	94	95	93	11.9%
	3 級	165	171	173	169	164	20.9%
	4 級	249	247	251	245	241	30.8%
	5 級	62	60	63	62	64	8.2%
	6 級	80	83	83	80	77	9.8%
	合 計	808	813	817	802	783	100.0%
笠置町	1 級	37	33	28	27	26	15.4%
	2 級	22	22	24	26	24	14.2%
	3 級	42	43	42	41	37	21.9%
	4 級	64	65	63	64	58	34.3%
	5 級	15	14	15	16	16	9.5%
	6 級	10	11	8	8	8	4.7%
	合 計	190	188	180	182	169	100.0%
和束町	1 級	74	76	71	69	64	16.8%
	2 級	52	53	50	49	51	13.4%
	3 級	80	86	82	76	77	20.2%
	4 級	119	116	115	111	113	29.7%
	5 級	30	29	30	28	28	7.3%
	6 級	55	55	56	52	48	12.6%
	合 計	410	415	404	385	381	100.0%
南山城村	1 級	45	45	54	55	54	23.2%
	2 級	22	23	20	20	18	7.7%
	3 級	43	42	49	52	50	21.5%
	4 級	66	66	73	70	70	30.0%
	5 級	17	17	18	18	20	8.6%
	6 級	15	17	19	20	21	9.0%
	合 計	208	210	233	235	233	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

また、障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、各町村においても同様の状況となっています。

■ 種類別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	種 類	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
		人数	人数	人数	人数	人数	構成比
総 計	視覚障がい	33	34	35	36	34	4.3%
	聴覚・平衡機能障がい	77	79	83	74	74	9.5%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	8	8	8	8	9	1.1%
	肢体不自由	474	470	459	447	436	55.7%
	内部障がい	216	222	232	237	230	29.4%
	合 計	808	813	817	802	783	100.0%
笠置町	視覚障がい	6	6	6	8	8	4.7%
	聴覚・平衡機能障がい	14	15	14	13	13	7.7%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	4	4	4	4	4	2.4%
	肢体不自由	101	99	91	91	83	49.1%
	内部障がい	65	64	65	66	61	36.1%
	合 計	190	188	180	182	169	100.0%
和束町	視覚障がい	14	15	15	14	15	3.9%
	聴覚・平衡機能障がい	51	50	50	42	41	10.8%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	3	3	3	3	4	1.0%
	肢体不自由	254	254	246	236	231	60.6%
	内部障がい	88	93	90	90	90	23.6%
	合 計	410	415	404	385	381	100.0%
南山城村	視覚障がい	13	13	14	14	11	4.7%
	聴覚・平衡機能障がい	12	14	19	19	20	8.6%
	音声・言語・咀嚼機能障がい	1	1	1	1	1	0.4%
	肢体不自由	119	117	122	120	122	52.4%
	内部障がい	63	65	77	81	79	33.9%
	合 計	208	210	233	235	233	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

⑤療育手帳所持者の詳細状況

相楽東部３町村の療育手帳所持者数を等級別にみると、笠置町・和束町ではＢ（中軽度）が多く、南山城村ではＡ（重度）が多くなっています。

■ 等級別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

	等 級	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
		人数	人数	人数	人数	人数	構成比
総 計	A（重度）	33	31	32	32	31	42.5%
	B（中軽度）	42	39	42	41	42	57.5%
	合 計	75	70	74	73	73	100.0%
笠置町	A（重度）	6	6	8	8	7	43.8%
	B（中軽度）	8	8	10	10	9	56.3%
	合 計	14	14	18	18	16	100.0%
和束町	A（重度）	15	13	13	13	13	36.1%
	B（中軽度）	25	22	22	22	23	63.9%
	合 計	40	35	35	35	36	100.0%
南山城村	A（重度）	12	12	11	11	11	52.4%
	B（中軽度）	9	9	10	9	10	47.6%
	合 計	21	21	21	20	21	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

⑥精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

相楽東部3町村の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、笠置町・和束町では3級が最も多く、南山城村では2級が最も多くなっています。最重度の1級は、笠置町で0.0%、和束町で8.7%、南山城村で8.3%となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	等 級	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
		人数	人数	人数	人数	人数	構成比
総 計	1 級	2	3	2	2	3	7.3%
	2 級	12	16	15	16	16	39.0%
	3 級	14	14	16	18	22	53.7%
	合 計	28	33	33	36	41	100.0%
笠置町	1 級	0	0	1	1	0	0.0%
	2 級	0	0	0	0	1	16.7%
	3 級	3	4	5	5	5	83.3%
	合 計	3	4	6	6	6	100.0%
和束町	1 級	1	1	1	1	2	8.7%
	2 級	8	11	9	9	9	39.1%
	3 級	8	8	8	9	12	52.2%
	合 計	17	20	18	19	23	100.0%
南山城村	1 級	1	2	0	0	1	8.3%
	2 級	4	5	6	7	6	50.0%
	3 級	3	2	3	4	5	41.7%
	合 計	8	9	9	11	12	100.0%

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

(3) 障害者手帳所持者の状況

① 特定疾患医療費受給者の状況（指定難病の患者数）

相楽東部3町村の特定疾患医療費受給者証の受給者数をみると、特定疾患医療費受給者証の受給者数は増減を繰り返して推移しており、小児慢性特定疾患医療費受給者証の受給者数は横ばいとなっています。

■ 特定疾患医療費受給者証の受給者の推移

(単位：人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総 計	80	78	78	77	84
笠置町	22	19	18	18	19
和束町	28	28	29	30	33
南山城村	30	31	31	29	32

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

■ 小児慢性特定疾患医療費受給者証の受給者の推移

(単位：人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総 計	6	6	6	6	6
笠置町	1	1	1	1	1
和束町	2	2	2	2	2
南山城村	3	3	3	3	3

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

② 福祉医療（医療費のうち、自己負担分を町村が負担する制度）受給者の状況

相楽東部3町村の福祉医療の受給者数は、減少傾向で推移しています。

■ 福祉医療（医療費のうち、自己負担額を町村が負担する制度）の受給者の推移

(単位：人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総 計	278	270	250	244	224
笠置町	46	47	41	35	36
和束町	125	115	111	116	104
南山城村	107	108	98	93	84

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（各年度末）

③自立支援医療の受給状況

相楽東部3町村の自立支援医療（精神通院医療）の受給件数は、令和4年度末時点で100件となっています。また、自立支援医療（育成医療）は0件、自立支援医療（更生医療）は26件となっています。

■ 医療費助成制度受給件数の推移

(単位：件)

種 類	概要等	総 計	笠置町	和束町	南山城村
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、医療の給付を行う	100	13	62	25
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う	0	0	0	0
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う	26	3	16	7

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（令和4年度末）

④各種手当の受給状況

相楽東部3町村の特別障害者手当の受給件数は、令和4年度末時点で15件となっています。また、障害児福祉手当は2件、特別児童扶養手当は12件、心身障害者扶養共済制度は9件となっています。

■ 各種手当支給件数の推移

(単位：件)

種 類	概要等	総 計	笠置町	和束町	南山城村
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者を対象	15	2	7	6
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の者を対象	2	0	2	0
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいをもつ20歳未満の障がい児を対象	12	0	7	5
心身障害者 扶養共済制度	将来的に経済的自立が困難と認められた心身障がい者の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または障がい者になった時に心身障がい者に終身年金が支給される制度	9	1	5	3

※資料：笠置町保健福祉課 和束町福祉課 南山城村税住民福祉課（令和4年度末）

2 アンケート調査結果からみる課題

(1) 実施概要

本計画策定の基礎資料とし、障がい者福祉施策を進める際の参考とするために、相楽東部3町村在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者等を対象にアンケート調査を実施しました。

①回収状況

全体回収数：301 票（うち、笠置町 60 票、和束町 123 票、南山城村 110 票、無回答 8 票）

(2) 結果概要

①回答者属性（障がいの種類については複数回答のため、内訳の計が合計を超えることがある）

笠置町	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	高次脳機能障がい者	無回答
全体	60 人	55 人	2 人	2 人	3 人	1 人	1 人
18 歳未満	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
18～64 歳	7 人	3 人	2 人	2 人	1 人	0 人	0 人
65～74 歳	13 人	13 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
75 歳以上	40 人	39 人	0 人	0 人	2 人	1 人	1 人

和束町	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	高次脳機能障がい者	無回答
全体	123 人	107 人	5 人	10 人	4 人	1 人	4 人
18 歳未満	1 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
18～64 歳	19 人	10 人	4 人	7 人	2 人	0 人	0 人
65～74 歳	28 人	25 人	0 人	2 人	0 人	1 人	1 人
75 歳以上	75 人	72 人	0 人	1 人	2 人	0 人	3 人

南山城村	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	高次脳機能障がい者	無回答
全体	110 人	90 人	7 人	10 人	8 人	4 人	4 人
18 歳未満	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
18～64 歳	19 人	10 人	4 人	5 人	0 人	3 人	1 人
65～74 歳	27 人	23 人	1 人	3 人	2 人	1 人	0 人
75 歳以上	61 人	56 人	0 人	2 人	6 人	0 人	3 人

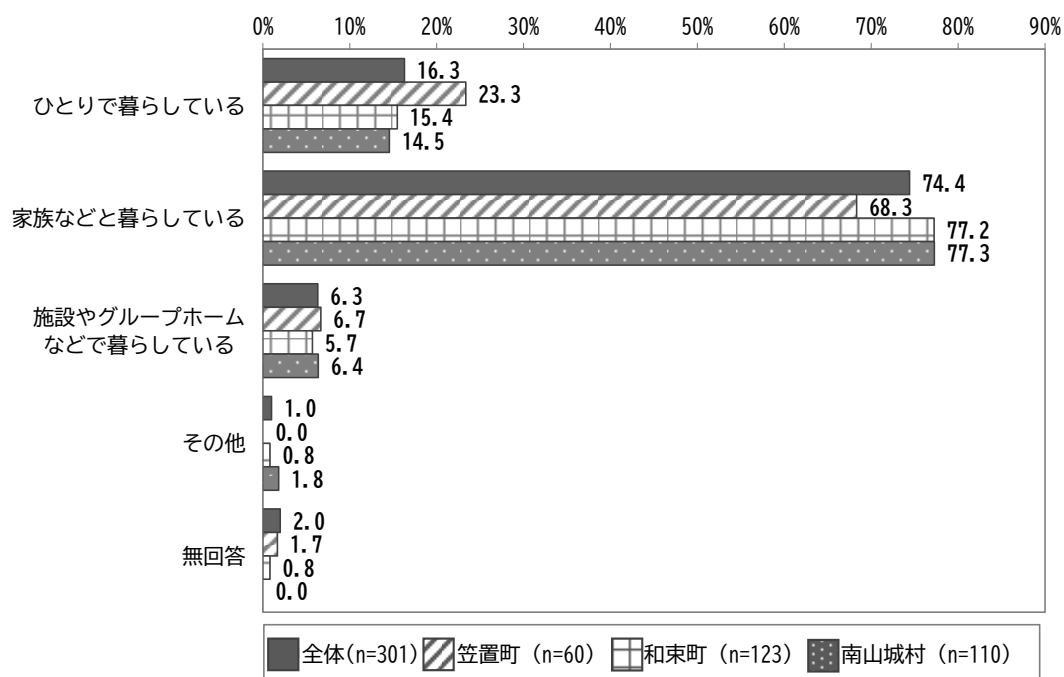
※発達障がい者は 2 名と少ないのでグラフ・表等には表記しないが、2 名とも療育手帳所持者となっている。

②生活や暮らしの状況

家族などと暮らしている方が多くなっていますが、ひとり暮らしも 16.3%となっており、特に 65 歳以上での割合が高くなっています。

高齢者ひとりで暮らしている世帯、高齢者のみで暮らしている世帯への見守りや安否確認についても引き続き取り組んでいくことが重要です。

暮らしている場所や状況（単数回答）



自分の健康や体力について、困っている・不安に思っている人が多くなっています。健康維持に向けた介護予防やフレイル予防への取組を推進していくことが重要です。

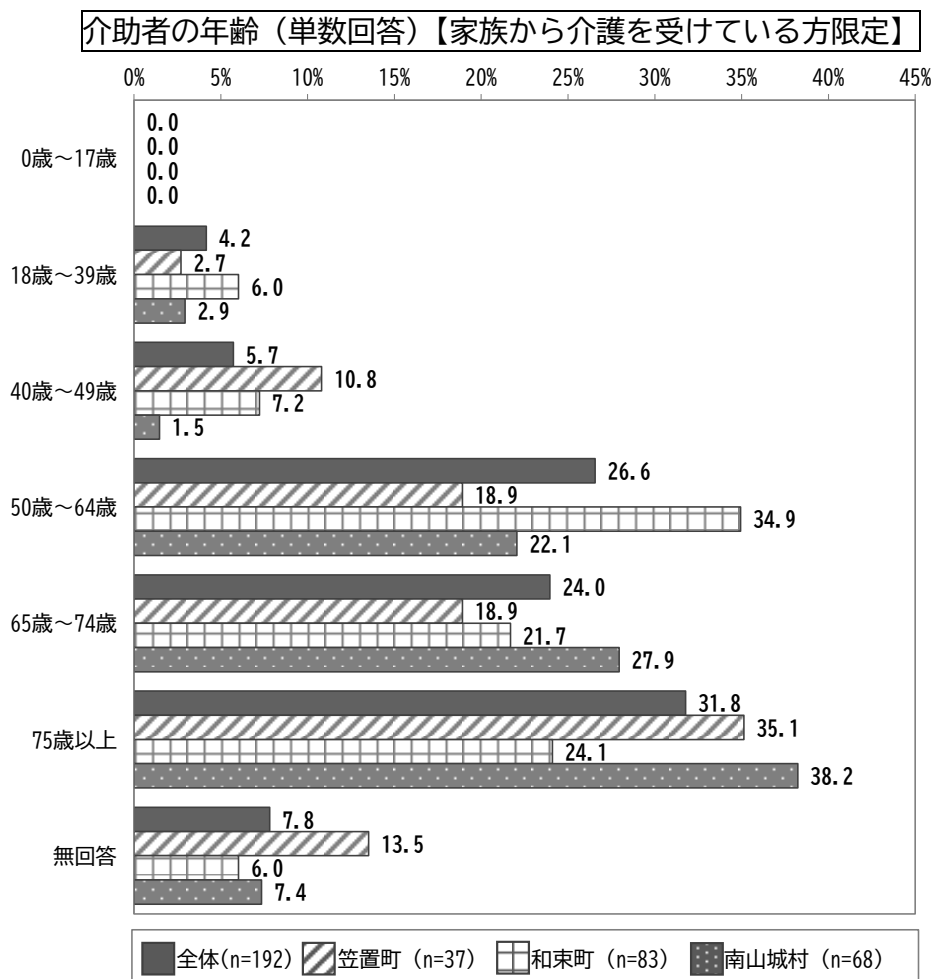
また、介助者の健康状態を不安に思っている人も多く、介助者への支援も必要です。

現在の生活で困っていることや不安に思っていること（複数回答）

笠置町 (n=60)	1 位	自分の健康や体力に自信がない	35.0%
	2 位	家族など介助者の健康状態が不安	16.7%
	3 位	生活に必要なお金が足りない	15.0%
和束町 (n=123)	1 位	自分の健康や体力に自信がない	48.0%
	2 位	家族など介助者の健康状態が不安	17.9%
	3 位	生活に必要なお金が足りない	15.4%
南山城村 (n=110)	1 位	自分の健康や体力に自信がない	30.9%
	2 位	家族など介助者の健康状態が不安	19.1%
	3 位	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	18.2%

③介助者の状況

介助者の年齢は、75歳以上が最も多くなっており、介助者も高齢となっている状況です。介助をすることによる、腰痛などの体の疲れや精神的な疲れを感じている人、将来を不安に思う人が多く、支援体制の強化が必要です。



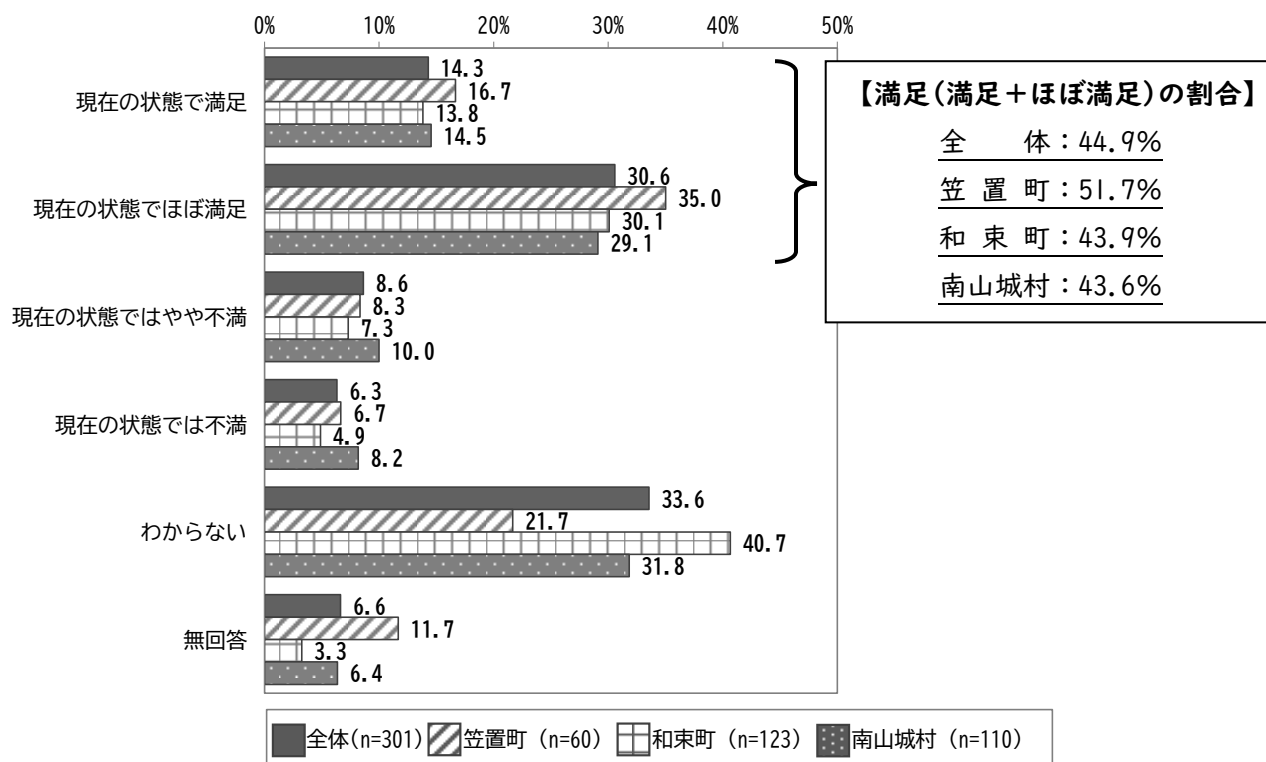
介助をしていて困っていること（複数回答）【家族から介護を受けている方限定】

笠置町 (n=48)	1位	将来に対して不安がある	22.9%
	2位	腰痛など体が疲れる	16.7%
	3位	精神的に疲れる	14.6%
和束町 (n=107)	1位	将来に対して不安がある	22.4%
	2位	精神的に疲れる	18.7%
	3位	福祉サービスが複雑でよくわからない	14.0%
南山城村 (n=89)	1位	将来に対して不安がある	31.5%
	2位	精神的に疲れる	18.0%
	3位	介助で自由に外出できない	13.5%

④相談体制・情報提供

相談体制について満足している人の割合は44.9%と半数近くとなっていますが、悩みや困ったことを相談できるところはないと回答する人も1.7%となっています。相談できる先がない人を無くせるよう、今後も引き続き、相談体制の充実に努めていくことは重要です。

笠置町・和束町・南山城村の相談体制についての満足度（単数回答）



情報を入手する方法としては、広報紙や家族・親族が多くなっており、次いで多いのが町・村の担当窓口となっています。また、介助者や相談支援者を通じて情報を受け取りたいと考えている人が多く増えており、今後も引き続きの情報提供の充実を図っていくことが必要です。

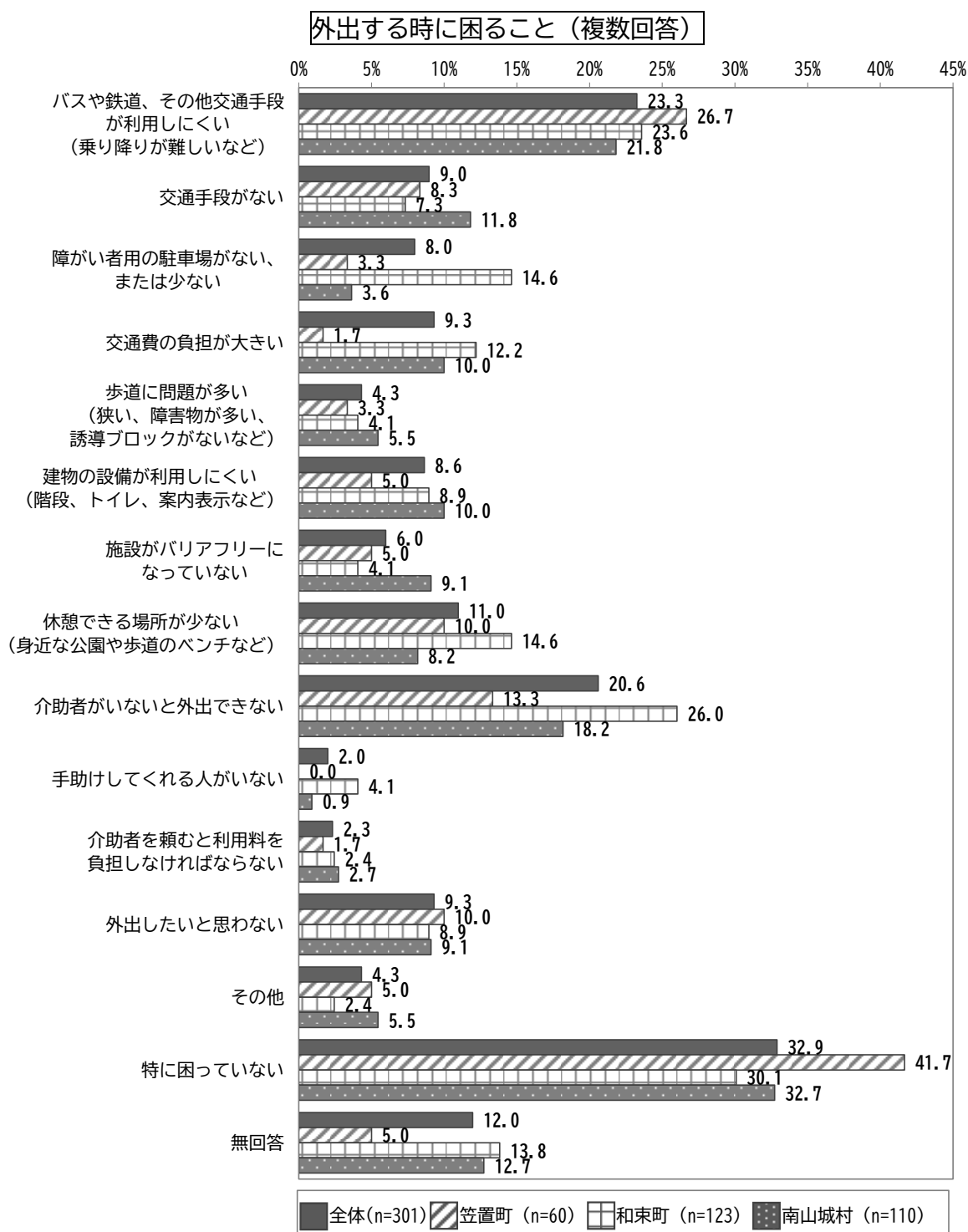
情報を受け取るときに希望する入手方法（複数回答）

笠置町 (n=60)	1 位	相談支援事業者を通じて	25.0%
	2 位	介助者を通じて	21.7%
	3 位	電子メール	15.0%
和束町 (n=123)	1 位	介助者を通じて	39.8%
	2 位	相談支援事業者を通じて	14.6%
	3 位	電子メール	13.0%
南山城村 (n=110)	1 位	介助者を通じて	32.7%
	2 位	相談支援事業者を通じて	20.0%
	2 位	電子メール	20.0%

⑤外出

買い物や医療機関への受診を目的に外出する人が多くなっていますが、友人・知人に会うことや散歩を目的に外出する人も3割程度となっています。外出することは心身の健康にも重要であることから、新型コロナウイルスの影響により制限されていた外出や交流を再開していくための取組が必要です。

また、外出のときに困ることとしては、特に困っていないという人が最も多くなっていますが、交通手段が利用しにくいことや介助者がいないと外出できないという人も2割程度となっており、外出・移動に向けた支援も必要となっています。



⑥療育（18歳未満の方限定）

（※回答者3人のため、回答者数を表記）

障がいに関する早期発見や教育機会の拡充を求める声が挙がっています。また、相談については、困ったときにすぐに相談できるような体制を該当する回答者全員が必要と考えている状況です。障がい児に対する支援についても、引き続き取り組んでいくことが重要です。

充実が必要な障がい児のための施策・サービス（複数回答）

発育・発達上の課題の早期発見・診断	2人
小・中学校、高等学校での教育機会の拡充	2人
専門的な相談体制	1人
地域における療育、リハビリテーション体制	1人
障がい児通園施設の整備	1人
保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助	1人
障がい福祉分野と教育分野（事業所と学校）の連携	1人

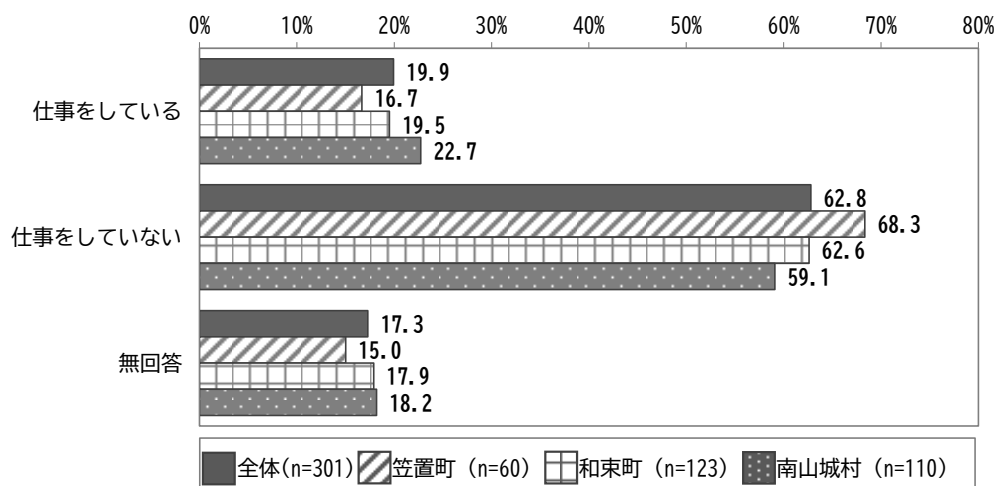
療育や教育に関する相談について望むこと（複数回答）

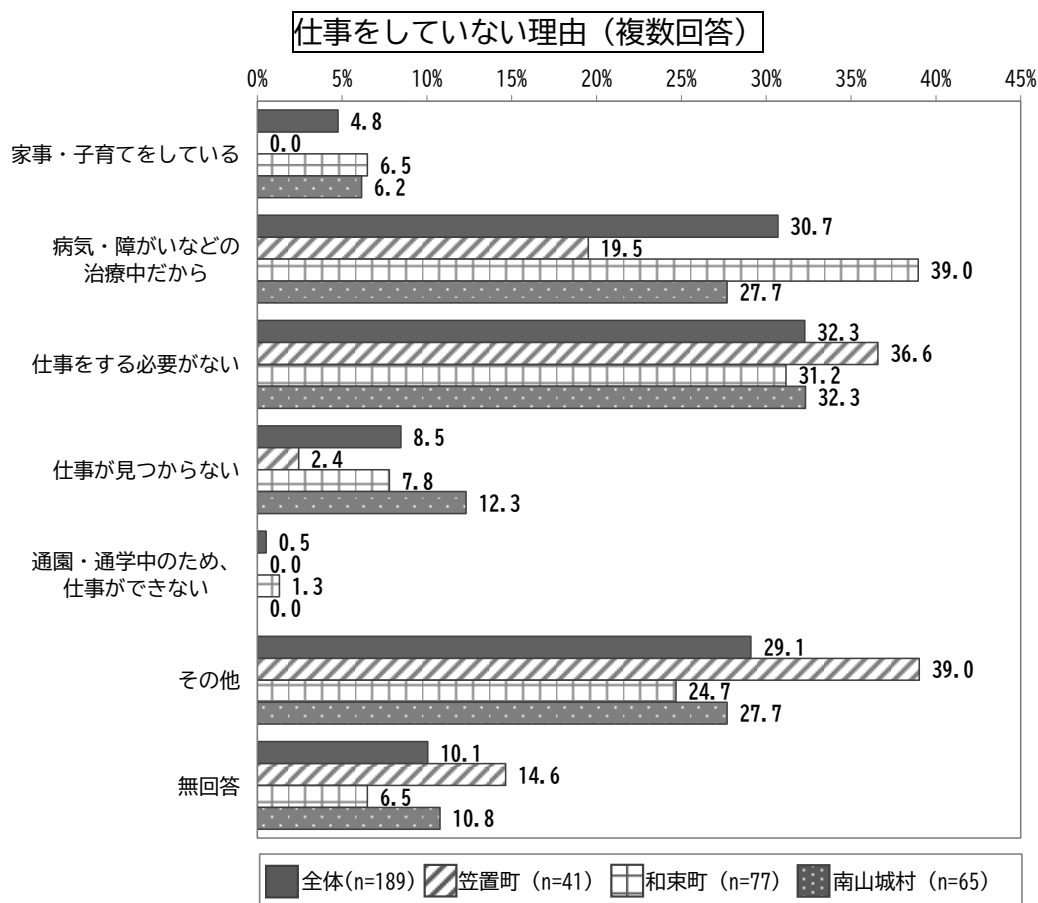
困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい	3人
1か所で相談できるようにしてほしい	2人
専門的な相談機関を充実させてほしい	2人
具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい	2人
相談機関の情報を提供してほしい	1人

⑦就労

仕事をしていない方は62.8%となっており、理由として仕事をする必要がないことや治療中だからという人もいますが、仕事が見つからないという人も8.5%となっています。また、仕事をしている方は19.9%となっており、仕事を見つけた方法は自分で探したり、施設で探したりする人が多くなっています。

仕事をしているか（単数回答）





その他（全体の 29.1%）の理由（主要なもの抜粋）

- 高齢だから（35 件）
- 仕事ができない・軽作業しかできない（8 件）
- 施設に入っている（4 件）
- 通う手段が無い・働く場所が無い（2 件）

仕事を見つけた方法（単数回答）

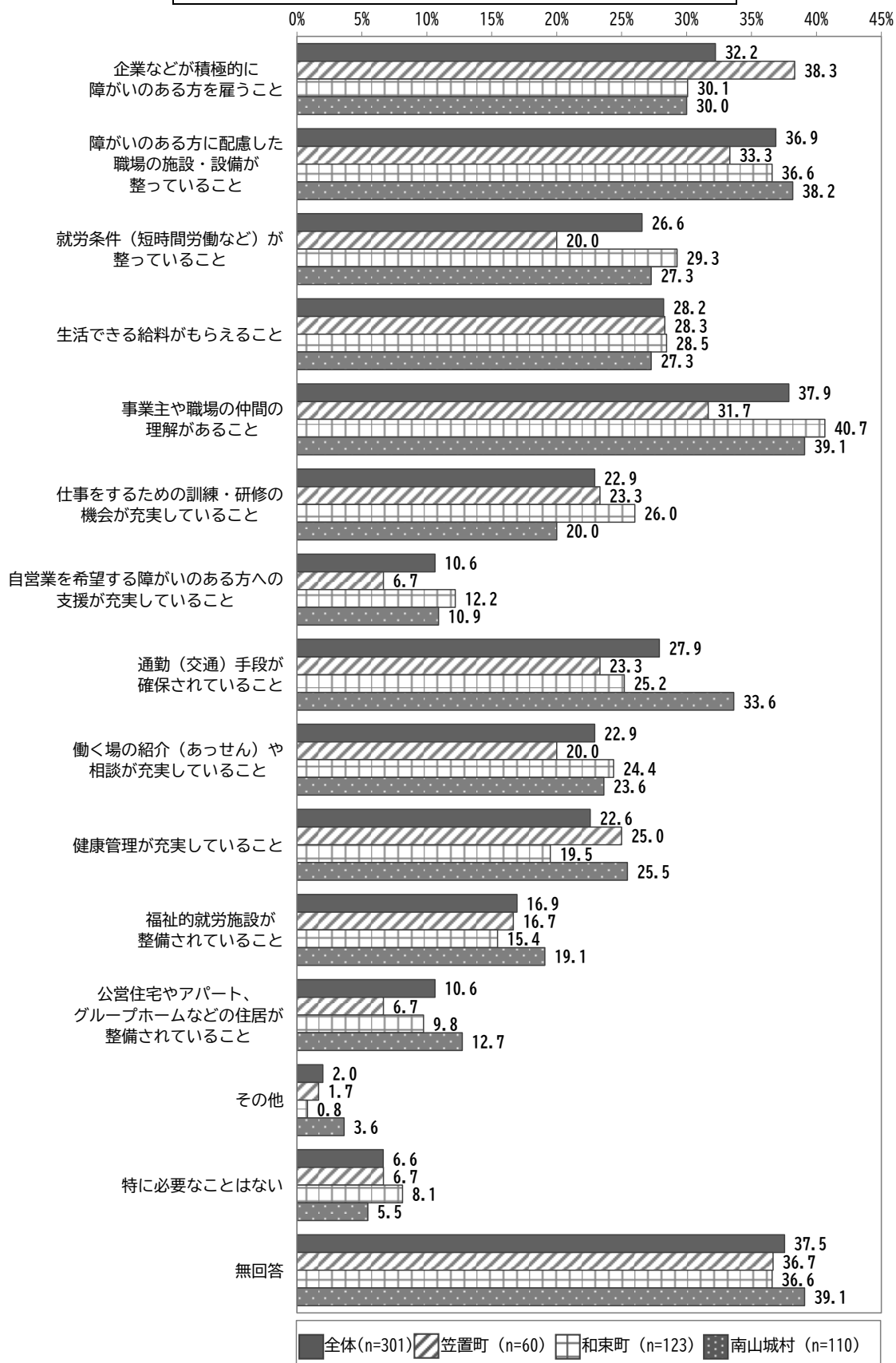
笠置町 (n=10)	1 位	通っていた施設	20.0%
	2 位	障害者就業・生活支援センター	10.0%
	2 位	知人・友人などの紹介	10.0%
和束町 (n=24)	1 位	直接自分で探した	20.8%
	2 位	知人・友人などの紹介	16.7%
南山城村 (n=25)	1 位	直接自分で探した	24.0%
	2 位	障害者就業・生活支援センター	8.0%
	2 位	知人・友人などの紹介	8.0%

その他（全体の 41.7%）の方法（主要なもの抜粋）

- 家業を継いでいる・自営業（10 件）
- ネットで（1 件）

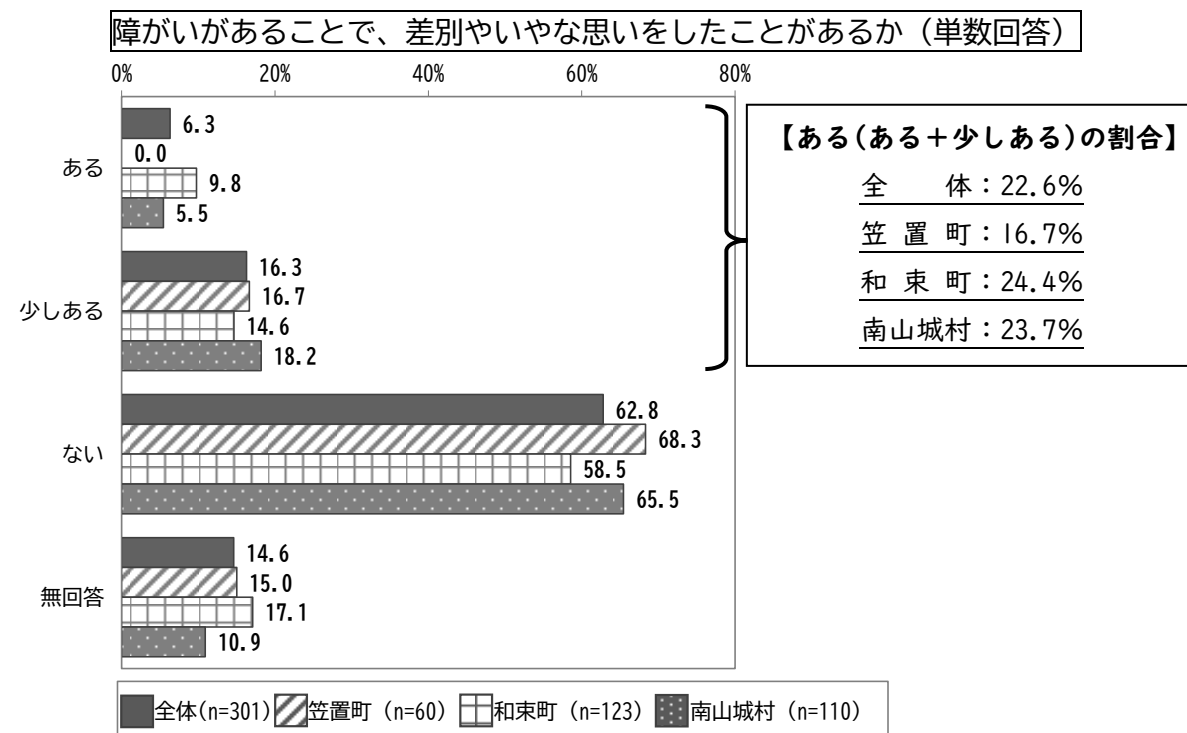
仕事を見つけるための支援も重要ですが、仕事を継続していくための支援についても同様に重要です。障がい者が仕事をするために必要なこととしては、事業主や職場の仲間の理解があることが最も多くなっています。障がいや障がい者に関する理解を深めていくための啓発活動も重要な取組です。

障がい者が仕事をするために必要なこと（複数回答）

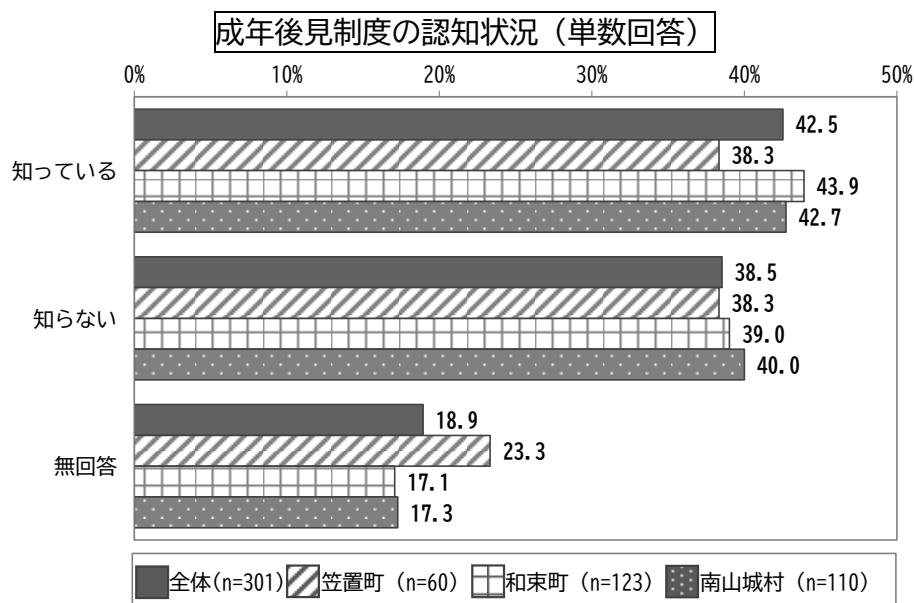


⑧権利擁護

差別やいやな思いをしたことがある人は22.6%となっており、差別やいやな思いを感じた場所としては、住んでいる地域や外出先と回答する人が多くなっています。差別等をなくするためには、障がいへの理解促進や福祉教育の充実、地域における交流活動の促進が重要という意見が多く挙がっており、理解促進に向けた周知・啓発の推進、理解を深めていくための交流の促進に向けた取組が重要です。



成年後見制度の認知度は、42.5%となっています。障がいや障がい者に関する理解促進とともに、支援制度の周知についても取り組み、必要としている人が制度を利用できるよう、支援していくことも重要です。



⑨災害

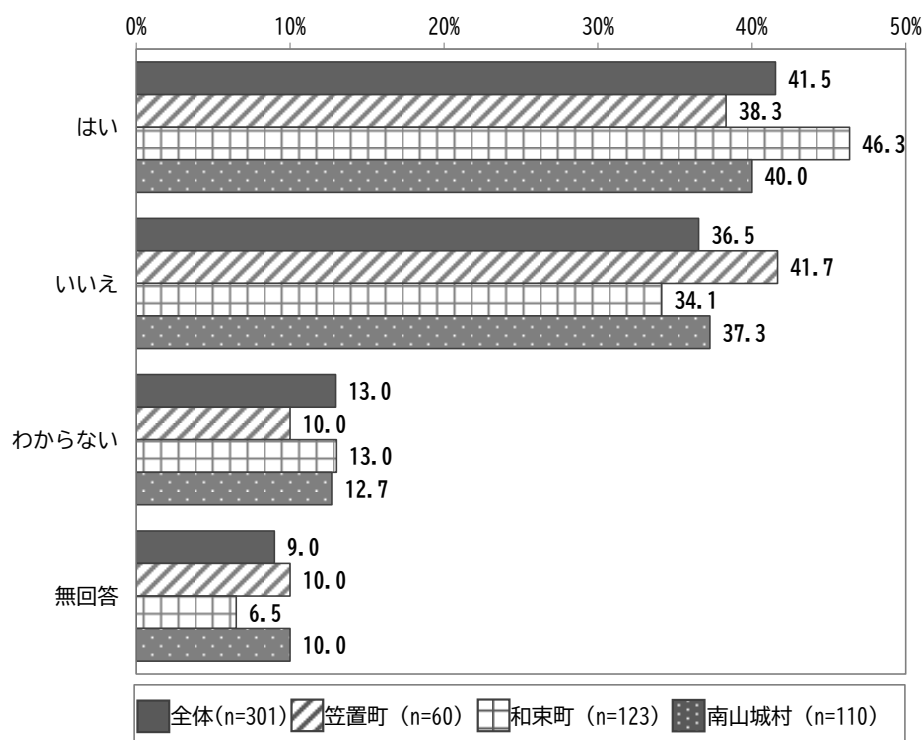
災害時への備えとしては、日頃からのあいさつ、声かけや付き合いが重要だと考える方が最も多くなっており、地域における助け合いの意識の醸成がみられます。

また、災害時に困ることとして、自力での避難が難しいと回答する方が32.9%となっており、避難時に支援が必要と回答する人も41.5%となっています。災害時要配慮者支援登録制度等の活用も行いつつ、安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進が必要です。

地域での災害時の備えとして重要だと思うこと（複数回答）

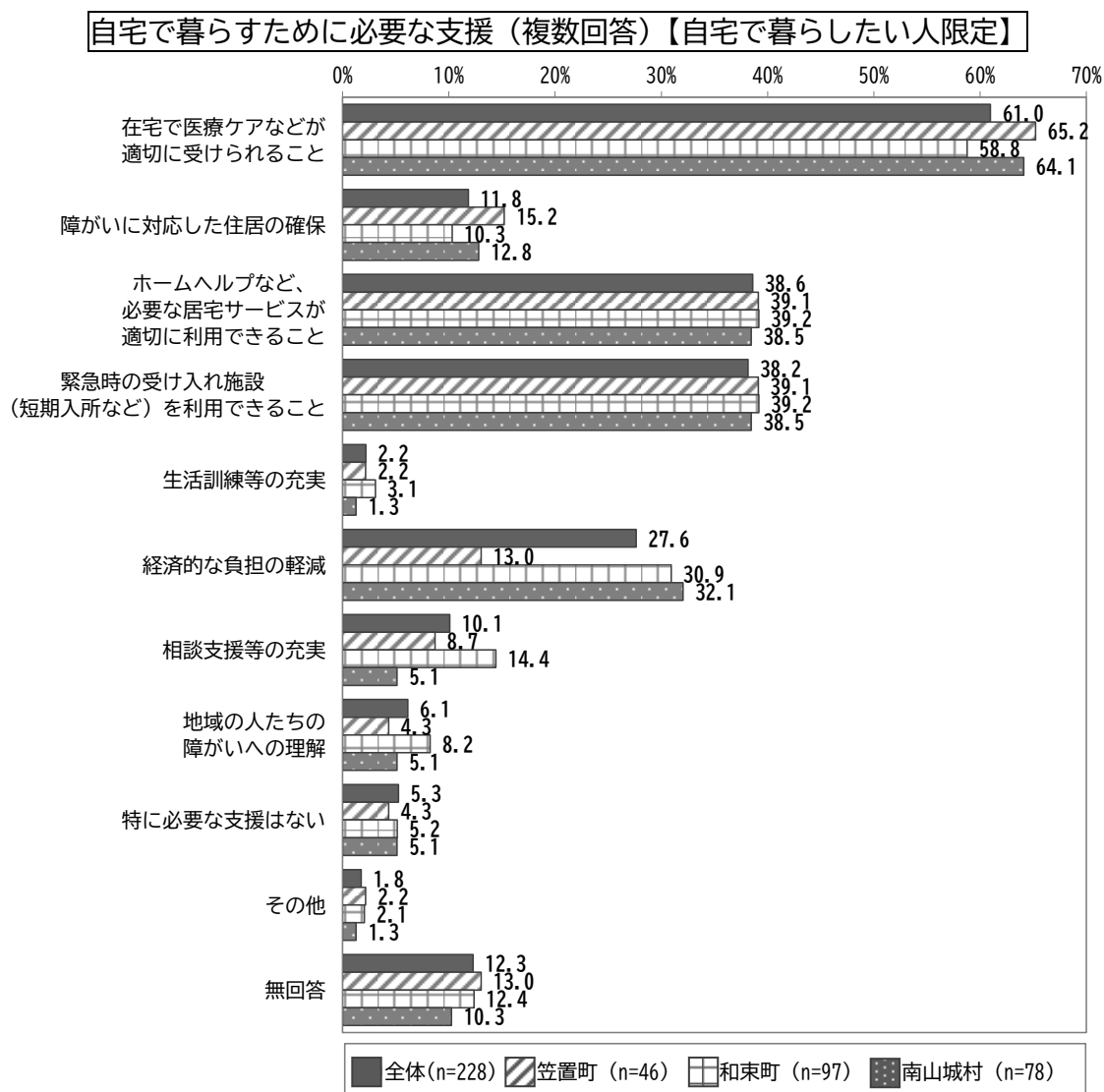
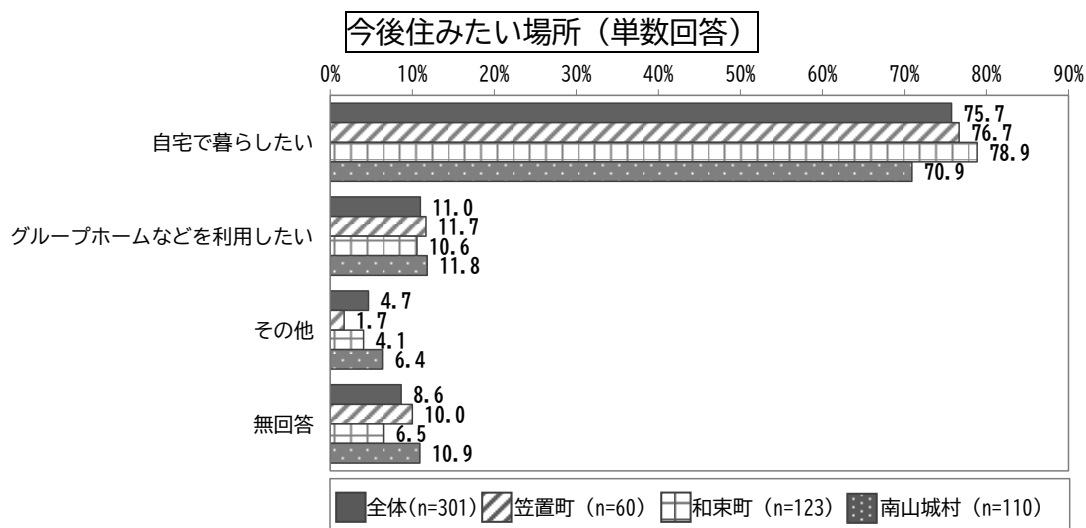
笠置町 (n=60)	1位	日頃からのあいさつ、声かけや付き合い	45.0%
	2位	危険箇所の把握	33.3%
	3位	地域における援助体制の構築	21.7%
和束町 (n=123)	1位	日頃からのあいさつ、声かけや付き合い	53.7%
	2位	危険箇所の把握	43.1%
	3位	地域における援助体制の構築	23.6%
南山城村 (n=110)	1位	日頃からのあいさつ、声かけや付き合い	45.5%
	2位	地域における援助体制の構築	30.0%
	3位	地域の要配慮者の把握	29.1%

災害時の避難の際に支援が必要か（単数回答）



⑩今後の暮らし

今後の住みたい場所について伺うと、自宅で暮らしたいという人が75.7%と割合が高くなっています。また、自宅で暮らすためには、在宅で医療やサービスを受けられることや、緊急時の受け入れ体制が必要と考える方が多いです。可能な限り自宅で過ごせるような支援体制の構築についても、進めていくことが重要です。

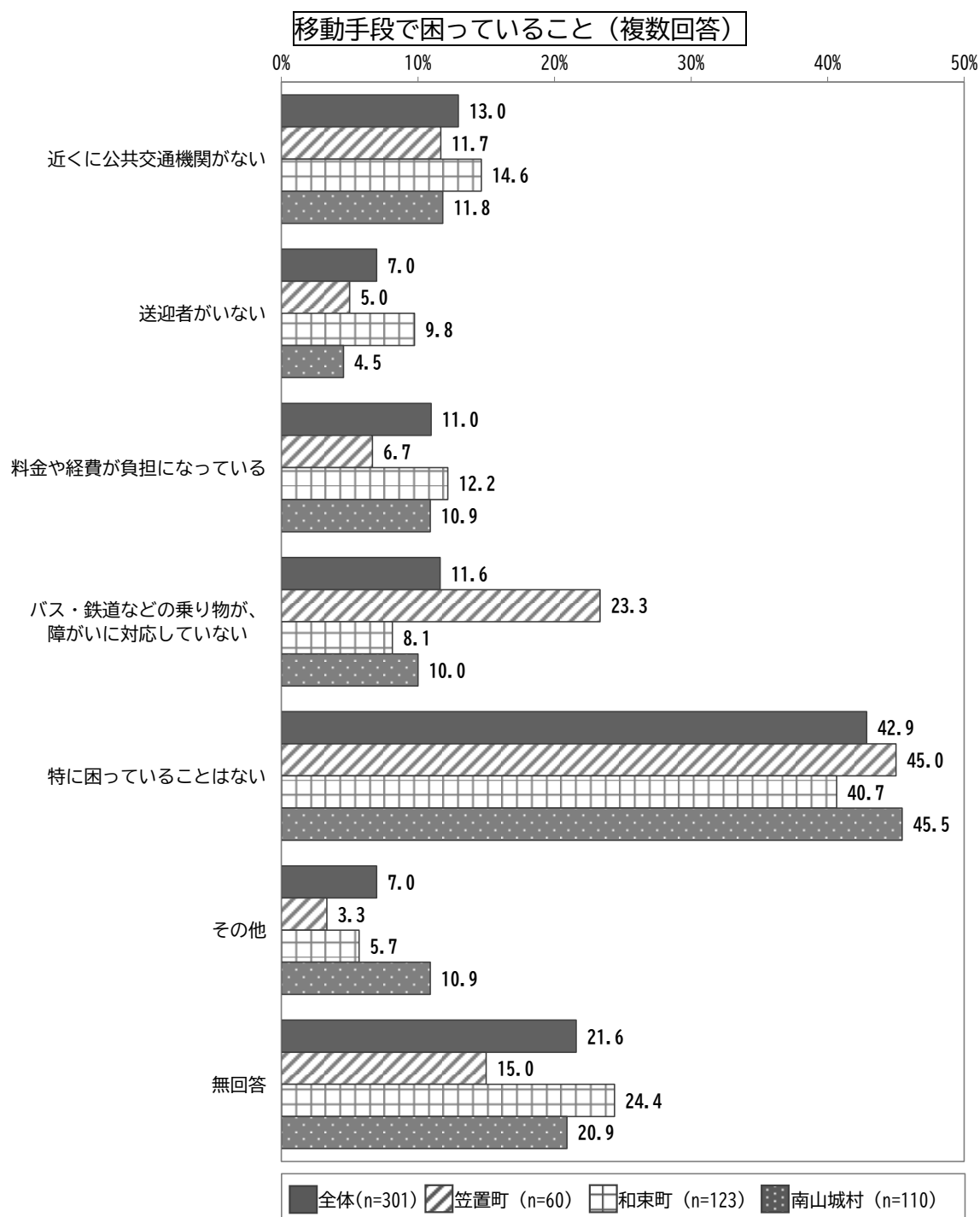


⑪移動支援

日頃の買い物や通院には、自家用車を使っているという人が 72.8%となっており、65 歳～74 歳では 78.3%、75 歳以上においても 72.1%と高い割合になっています。

移動手段で困っていることを伺うと、困っていることはないという方が 42.9%と最も多くなっていますが、近くに公共交通機関がないことや料金や経費の負担、乗り物が障がいに対応していないことに困っているという人も一定数みられます。

移動支援は、買い物等の日常生活のほか、通院等の医療、地域活動や交流への参加にも関わる重要な項目です。今後も引き続き支援を進めていく必要があります。



3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の検証

(1) 障がい福祉計画の目標値の検証

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末時点における地域生活へ移行した方について、各町村において1名を目標としていましたが、達成とはなりませんでした。

	笠置町		和束町		南山城村	
	目標	実績値	目標	実績値	目標	実績値
令和元年度末時点の施設入所者数	2人		8人		6人	
令和5年度末時点の施設入所者数	2人	2人	7人	8人	5人	6人
【目標値】施設入所者の削減人数	1人	0人	1人	0人	1人	0人
【目標値】施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{※2}の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置については、圏域にて1か所設置しており、目標達成となっています。

	目標	実績値
【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	1か所

※² 地域包括ケアシステム：介護や介助が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援するため、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制のこと。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備については、圏域にて整備しており、目標達成となっています。
また、拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することについても、実施しており、目標達成となっています。

	目標	実績値
【目標値】地域生活支援拠点等の整備	整備	整備
【目標値】機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討を実施	実施	実施

④福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度に福祉施設から一般就労へ移行する方について、各町村において1名を目標としていましたが、達成とはなりませんでした。

	笠置町		和束町		南山城村	
	目標	実績値	目標	実績値	目標	実績値
令和元年度の一般就労移行者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備に向けた目標については、すべて達成となっています。

	目標	実績値
【目標値】児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
【目標値】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	1か所
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	1か所
【目標値】主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	1か所
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所

⑥相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化に向けた目標については、すべて達成となっています。

笠置町	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

和束町	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

南山城村	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標については、すべて達成となっています。

笠置町	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム※ ³ 等による 審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

和束町	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

南山城村	目標			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
府が実施する障がい福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
上記の事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

※³ 障害者自立支援審査支払等システム：障がい福祉サービスに係る、支給決定や審査支払処理、給付実績等のデータを管理するシステムのこと。

(2) 障がい福祉サービス等の利用状況

【笠置町 障がい福祉サービス】

		単位	計画値			実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間／月	34.2	34.2	34.2	29	17	25
		実人／月	5	5	8	4	2	3
	重度訪問介護	時間／月	16.5	16.5	16.5	20	14	0
		実人／月	1	1	1	1	1	0
	同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間／月	50.7	50.7	50.7	49	31	25
		実人／月	6	6	9	5	3	3
日中活動系	生活介護	延人日／月	98.3	98.3	98.3	85	82	87
		実人／月	4	4	4	4	4	4
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日／月	0	0	0	1	0	0
		実人／月	0	0	0	1	0	0
	就労継続支援（A型）	延人日／月	14.6	14.6	14.6	9	0	0
		実人／月	1	1	1	1	0	0
	就労継続支援（B型）	延人日／月	62.7	62.7	62.7	61	62	68
		実人／月	6	6	6	3	3	3
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	療養介護	実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（福祉型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（医療型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	日中活動系 計	延人日／月	175.6	175.6	175.6	156	144	155
		実人／月	11	11	11	9	7	7
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	1	1	1	1	1	2
	施設入所支援	実人／月	2	2	2	2	2	2
	居住系 計	実人／月	3	3	3	3	3	4
相談支援	計画相談支援	実人／月	13	13	13	1.6	1.6	1.4
	地域移行支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	13	13	13	1.6	1.6	1.4

【和束町 障がい福祉サービス】

			計画値			実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間／月	185	213	246	116	115	120
		実人／月	12	13	15	12	13	13
	重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間／月	40	40	40	40	40	40
		実人／月	1	1	1	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間／月	225	253	286	156	155	160
		実人／月	13	14	16	13	14	14
日中活動系	生活介護	延人日／月	595	619	692	322	314	368
		実人／月	16	17	19	14	16	16
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日／月	18	17	17	5	0	0
		実人／月	1	1	1	1	0	0
	就労継続支援（A型）	延人日／月	27	27	27	0	0	0
		実人／月	1	1	1	0	0	0
	就労継続支援（B型）	延人日／月	200	196	153	89	98	84
		実人／月	7	6	6	7	7	6
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	療養介護	実人／月	1	1	1	1	1	0
	短期入所（福祉型）	延人日／月	24	24	24	5	5	10
		実人／月	2	2	2	1	1	2
	短期入所（医療型）	延人日／月	12	12	12	3	7	0
		実人／月	1	1	1	1	1	0
	日中活動系 計	延人日／月	876	895	925	424	424	462
		実人／月	29	29	31	25	26	24
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	7	7	7	7	7	7
	施設入所支援	実人／月	8	8	7	8	8	8
	居住系 計	実人／月	15	15	14	15	15	15
相談支援	計画相談支援	実人／月	28	28	28	31	30	27
	地域移行支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	28	28	28	31	30	27

【南山城村 障がい福祉サービス】

		単位	計画値			実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護	時間／月	304	304	304	97	152	130
		実人／月	15	15	15	9	15	14
	重度訪問介護	時間／月	20	20	20	0	0	0
		実人／月	1	1	1	0	0	0
	同行援護	時間／月	170	170	170	29	58	30
		実人／月	3	3	3	1	3	2
	行動援護	時間／月	40	40	40	0	0	0
		実人／月	1	1	1	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間／月	534	534	534	126	210	160
		実人／月	20	20	20	10	18	16
日中活動系	生活介護	延人日／月	467	467	467	266	378	353
		実人／月	22	22	22	18	22	22
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	20	20	20	17	0	0
		実人／月	1	1	1	1	0	0
	就労移行支援	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（A型）	延人日／月	46	46	46	16	22	20
		実人／月	2	2	2	1	1	1
	就労継続支援（B型）	延人日／月	69	69	69	14	19	12
		実人／月	3	3	3	2	2	1
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	療養介護	実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（福祉型）	延人日／月	138	138	138	8	28	25
		実人／月	10	10	10	2	3	4
	短期入所（医療型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	日中活動系 計	延人日／月	740	740	740	321	447	410
		実人／月	38	38	38	24	28	28
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	5	5	5	3	3	4
	施設入所支援	実人／月	5	5	5	6	6	6
	居住系 計	実人／月	10	10	10	9	9	10
相談支援	計画相談支援	実人／月	25	25	25	22	23	24
	地域移行支援	実人／月	1	1	1	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	1	1	1	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	27	27	27	22	23	24

【笠置町 地域生活支援事業】

	単位等	計画値			実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	1	1	1	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	1	1	1	2	3	3
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	1	1	1	0	0	0
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑤排泄管理支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	3	3	3	3	3	5
②年間利用時間	時間／年	227	227	227	77	114	184
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	3	3	3	3	3	3
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	0	0	0	0	0	0
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

【和束町 地域生活支援事業】

	単位等	計画値			実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	1	1	1	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	1	1	1	0	0	0
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	1	1	1	0	1	1
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件／年	1	1	1	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1	0	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1	0	1	0
⑤排泄管理支援用具	件／年	14	14	14	12	12	13
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	0	1	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	11	11	11	9	9	9
②年間利用時間	時間／年	480	480	480	232	170	200
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	2	2	2	2	2	2
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	1	1
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	1	1	1	1	1	1
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

【南山城村 地域生活支援事業】

	単位等	計画値			実績値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	1	1	1	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	無	無	無
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	2	2	2	2	2	2
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	2	2	2	0	0	0
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	2	2	2	0	0	3
②自立生活支援用具	件／年	2	2	2	1	1	3
③在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1	1	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1	0	0	0
⑤排泄管理支援用具	件／年	14	14	14	22	18	20
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	20	20	20	18	15	16
②年間利用時間	時間／年	510	510	510	158	260	300
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	0	0	0	2	2	2
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	2	2	2	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	14	14	14	12	11	12
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

【笠置町 障がい児通所支援等利用状況】

		単位	計画値			実績値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日	1	1	1	2	2	3
		人	1	1	1	1	1	2
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	276	276	276	13	11	28
		人	1	1	1	1	1	2
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	1	1	1	0	11※	1
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

※(書面開催)

【和束町 障がい児通所支援等利用状況】

		単位	計画値			実績値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日	10	7	4	24	20	14
		人	1	1	1	2	2	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	56	59	61	33	17	18
		人	4	5	6	3	3	2
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	4	5	6	1	1	1
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5	0	0	3
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	4	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

【南山城村 障がい児通所支援等利用状況】

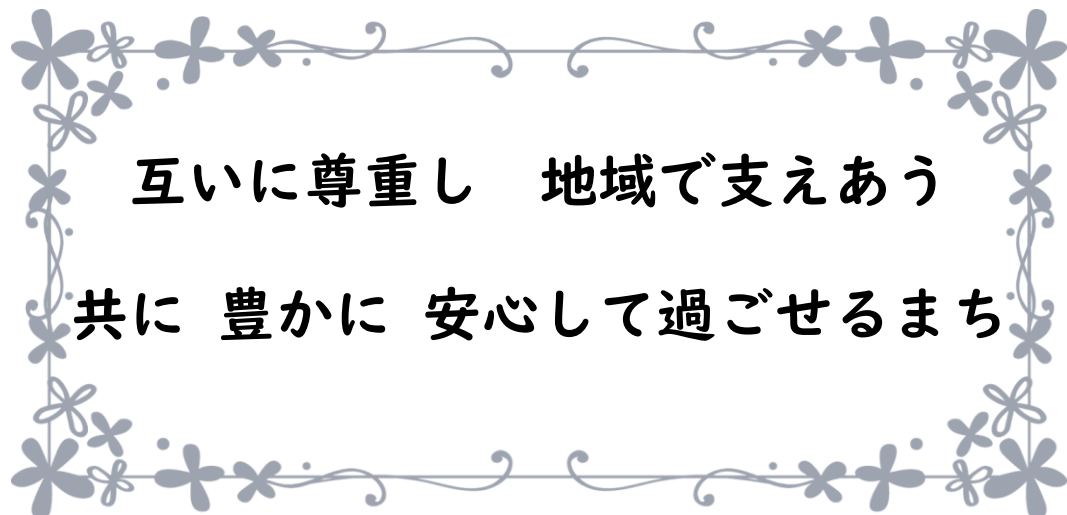
		単位	計画値			実績値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児通所支援	児童発達支援	人日	10	10	10	0	4	4
		人	1	1	1	0	1	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	60	60	60	14	27	30
		人	4	4	4	3	4	4
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	5
		人	0	0	0	0	0	1
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援等	障害児相談支援	人	5	5	5	5	5	5
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	3	3	3	0	0	1
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、国の「地域共生社会」実現に向けた方針を踏まえ、次のように設定します。



(2) 設定の考え方

障がいの有無に関わらず、だれもが個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有します。また、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が提供される必要があります。

本計画では、各種サービスやボランティア活動の支援など、障がい者が可能な限り自立して快適に暮らせるよう、また、障がいの有無に関わらずだれもが住み慣れた地域の中で、「共に豊かに 安心して」生活できるよう、地域全体で支えあうことのできるまちの実現をめざします。

2 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標として、次の4つを設定します。

基本目標1 支えあいの実現に向けた支援の推進

障がいの有無に関わらず誰もが共に支えあい、地域で豊かな生活を送るためには、基本的な権利が保障されるとともに、住民一人ひとりが障がいや障がい者に対して、関心と正確な理解を持つことが重要です。

権利擁護の推進や、福祉を担う多様な団体の育成、広報・啓発活動及び交流活動の促進により、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現をめざします。

基本目標2 障がいの特性・ニーズを踏まえた支援の推進

多様化する障がいに応じたニーズを的確に把握するとともに、サービス事業者や民間企業、NPO、教育機関等と連携を図り、教育・就労・地域での生活等、各ライフステージにおける切れ目ない支援・施策を実施できるよう体制を整えていきます。

また、障がい者が自らの意思に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談、コミュニケーション支援などの体制を充実します。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくりの推進

障がい者が利用しやすいものは、誰もが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共施設、道路などのバリアフリー化等を推進し、地域に暮らすみんなが暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、災害時などの危機管理に対して、行政と住民との更なる連携を図り、協力体制の強化に努めます。

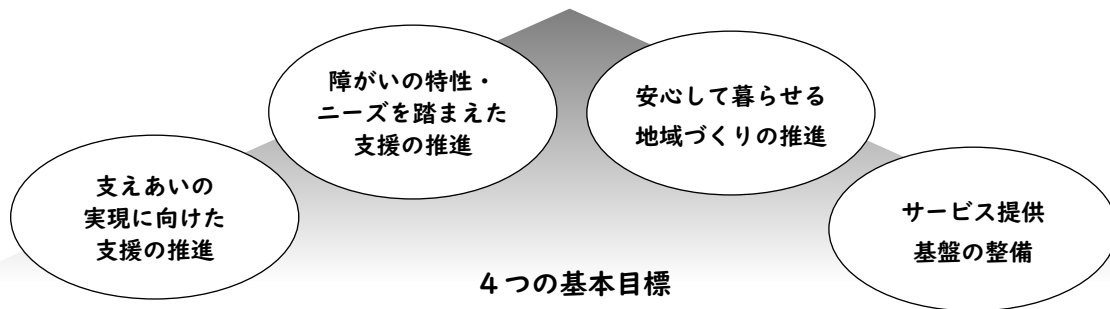
基本目標4 サービス提供基盤の整備

法改正に基づき、新たな障がい福祉サービスの創設が進められる中、サービスの質の向上や介護人材の確保等、サービス提供体制の充実に向けた課題に取り組んでいくことが重要です。

地域における社会資源を活用しながら、新しい制度に対応したサービス基盤整備を進め、必要なサービスの量・質の確保に努めます。

3 施策の体系

互いに尊重し 地域で支えあう
共に 豊かに 安心して過ごせるまち



施策の枠組み	施 策
1 啓発・広報・交流	(1) 意識啓発・広報活動の充実 (2) 交流・ふれあいの推進 (3) スポーツ・レクリエーションの推進 (4) 芸術・文化・余暇活動の振興 (5) ボランティア活動の推進
2 保健・医療	(1) 健康・保健事業の推進 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 障がい者とその家族への支援
3 教育・育成	(1) 就学前教育・保育の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 生涯学習の充実
4 雇用・就業	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 行政における障がい者雇用対策の強化 (4) 障がい者雇用の啓発
5 生活環境	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 住宅・生活環境の整備 (3) 安全環境の向上 (4) 災害対策の推進
6 生活支援・相談支援	(1) 制度を踏まえたサービス提供の推進 (2) 相談体制の整備 (3) 権利擁護の推進 (4) サービスの質の向上

第4章 施策の展開

啓発・広報・交流

(1) 意識啓発・広報活動の充実

基本方針

令和6年4月施行の「障害者差別解消法の改正」に伴い、障がい者や障がい者福祉のことを住民がより深く理解するために、障がいのある人となない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指していきます。また、広報紙やホームページ等の地域の周知手段を活用し、活動の予定や結果報告を積極的に掲載していきます。

施策内容

- 障がいのある人となない人が共に参画し、楽しめる行事・イベント・学習会等の企画・実施に努めます。
- 広報紙「れんけい」や議会だより、社協広報紙で障がい者福祉制度の紹介や町村内の障がい者や事業者からの声を積極的に掲載します。

<参考：令和3～5年度における取組>

広報紙「れんけい」や議会だより、社協広報紙で障がい者福祉に関する行事やイベント情報、制度などを掲載し、障がい者や障がい者福祉のことを住民がより深く理解するための意識啓発・広報活動を実施しました。

(2) 交流・ふれあいの推進

基本方針

障がい者や障がい者福祉のことを住民全体が深く理解するために、障がい者との日常的なふれあい・交流の場を拡大していきます。

施策内容

- 社会福祉協議会と連携し、障がいの有無に関わらず、だれもが参加できるイベントや行事などの開催に努めます。
- 地域で行われる交流事業や障がい者団体同士の交流への支援を行います。
- 障がい者施設や特別養護老人ホーム等での交流・ふれあい事業等への、障がいを持たない人の参加促進に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

社会福祉協議会との連携や、「障がい者のつどい」などの開催により、障がいの有無に関わらない参加者同士の交流を行いました。

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

基本方針

障がい者スポーツ振興の機運が高まる中で、障がいの有無に関わらず、地域で共に生きるという考え方の推進や心の通いあうあたたかい地域社会の形成をめざし、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

施策内容

- 京都府主催のスポーツ関連行事等、スポーツ・レクリエーションに関する各種行事への参加支援を行います。
- 障がい者が積極的にスポーツに取り組めるように、設備や施設、指導員の充実に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

障がい者の全京都障害者スポーツ大会参加への支援、身体障害者協議会（団体）会員の障害者ふれあい広場（京都府主催のスポーツレクリエーションフェスティバル）参加への支援を行いました。（令和3年度はコロナで中止）

(4) 芸術・文化・余暇活動の振興

基本方針

障がい児・者が生涯にわたって学習する機会を得られ、芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに、社会への参加ができるよう「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」も踏まえて支援を推進します。

また、「読書バリアフリー法」に基づき、視覚障がい者等への読書環境の整備を図っていきます。

施策内容

- 障がい者が芸術・文化に触れることができる機会づくりに努めます。
- 芸術・文化活動に関わる人材の育成を行います。

<参考：令和3～5年度における取組>

社会福祉協議会との連携や、各種イベントの開催によって、障がい児・者が文化・芸術活動を行う場や、体験ができる場の提供を行い、いきいきとした生活が送れるよう、様々な学習機会の提供と自立支援を行いました。（令和3年度はコロナで一部イベントが中止）

(5) ボランティア活動の推進

基本方針

障がい者が地域で安心して暮らすための支援の充実に向けて、地域住民をはじめとした多様な主体が行うボランティア活動等に対する支援を行います。

また、地域共生社会の実現に向けて、だれもが支えられるだけでなく、可能な範囲で支える側になれるように、障がい者のボランティア活動への参加を促進します。

施策内容

- ボランティア活動の情報把握・提供、啓発・普及や活動機会の提供、活動する個人・団体への多様な支援を実施します。
- 社会福祉協議会との連携によりボランティア活動を推進するとともに、地域福祉の担い手となる各種団体等のリーダー、人材の確保に努めます。
- 障がい児・者によるボランティア活動の場の創出支援に取り組むとともに、施設での交流等を通じた子どものボランティア体験学習の充実を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア体験などのイベントを通じて、ボランティア活動に対する視野を広げるとともに、障がいの有無に関わらない参加者同士の交流を行いました。

2 保健・医療

(1) 健康・保健事業の推進

基本方針

障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・早期対応につながるよう、健康診査や健康相談事業等を実施し、今後も内容の充実を図るとともに、広く参加を働きかけていきます。

また、各種健康診査のフォロー体制の強化を図り、経過の見守りや支援が必要な方についてはその人にあった対応となるように、関係課で連携した対応に努めます。

さらに、精神障がい者の状況等を把握し、必要な相談等につながるように、関係機関との連携をはじめ、手帳所持者への訪問など、保健活動の展開について検討します。

施策内容

- 障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見につながるよう、妊産婦、乳幼児に対して、健康診査、健康相談等の母子保健事業を推進するとともに、必要に応じて相談や福祉サービスにスムーズにつなげることのできる体制整備を進めます。
- 疾病及び生活習慣病に起因する障がいの予防のため、成人に対して、特定健康診査の受診率の向上、生活習慣病である脳卒中や糖尿病などの早期発見、早期治療ができる支援体制の確立に努めます。
- 介護予防事業を積極的に推進し、虚弱高齢者の機能向上を図り、高齢者の自立した生活環境づくりを促進します。

<参考：令和3～5年度における取組>

妊産婦・乳幼児に対する健康診査・健康相談、成人に対する特定健康診査を実施するとともに、受診率の向上のため、案内等の通知を行いました。

生活習慣病の早期発見・治療につなげるため、人間ドック・脳ドック助成事業を実施するとともに、高齢者に対しては、介護予防事業を推進し、自立した生活環境づくりを行いました。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

基本方針

障がい者の健やかな暮らしを支えていく上で、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見・療育・治療・医学的リハビリテーションは最も重要な課題の一つです。医療機関等の関係機関と連携を密にし、医療的ケアを必要とする障がい児・者への支援も含めた、医療・リハビリテーションの充実に向けた取組の推進を図ります。

施策内容

- 障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため医療機関等の関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めます。
- 障がいに応じて、早期から必要な福祉サービスや相談が受けられるよう保健所や専門医療機関との連携を深めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

障がい者の心身の健康維持・増進・回復を図るため、医療機関等の関係機関と連携し、保健・医療・医学的リハビリテーションの提供に努めました。

(3) 障がい者とその家族への支援

基本方針

介護・介助による離職やヤングケアラー等、障がい者本人だけでなくその家族等への支援を行っていくことは重要です。障がい者とその家族を適切な支援に繋がられるよう、相談しやすい相談体制の構築や支援内容の周知・広報を進めます。

施策内容

- 各種相談窓口等における相談や関係機関との情報共有により、悩みや困難を抱える方を適切な支援につなげます。

<参考：令和3～5年度における取組>

相談支援事業所や関係機関等と連携し、困りごとを抱える障がい者本人とその家族等の介助者への支援に努めました。

3 教育・育成

(1) 就学前教育・保育の充実

基本方針

障がいや発達の遅れで支援が必要な幼児を可能な限り受け入れる体制を確保し、障がいの有無に関わらず、子どもたちが地域で共に育つ環境づくりに努めます。

施策内容

- 保育士や支援員などの人員の充実や、研修等による保育・教育の充実を促進していきます。
- 障がいのある子どもの保育・教育支援については、小学校、特別支援学校、役場の関連各課、府の関係機関との連携強化に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

保育士や指導員の研修等による教育・保育内容の充実を図り、障がいや発達の遅れで支援が必要な幼児を受け入れ、障がい等の有無に関わらず共に地域で育つ環境づくりに努めました。

(2) 特別支援教育の充実

基本方針

相楽東部3町村の各小・中学校では、障がいや発達の遅れで支援が必要な児童・生徒の学びを支援するため、特別支援学級を設置しています。また通常学級における様々な困り感をもった児童・生徒に対しても、通級指導教室（巡回）にて支援しています。

今後は、支援が必要な子どもの増加を見据えた支援体制の確保と、地域で共に学び育つ教育のニーズへの対応が課題であり、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

施策内容

- 支援が必要なすべての子どもに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別の移行支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。
- 支援が必要な子どもの学習活動を支援するため、必要に応じて支援員の配置を促進していきます。

<参考：令和3～5年度における取組>

小学校では特別支援学級を設けて、支援が必要なすべての子どもに対して教諭による支援教育を行っており、児童・生徒一人ひとりに応じた教育などの支援を実施しました。また通常学級における様々な困り感を持った児童に対しても、通級指導教室（巡回）にて適切に支援を行いました。

（３）生涯学習の充実

基本方針

次代を担う青少年の健全な育成のため、様々な問題・障がいを抱える児童・生徒のケアの強化などに地域社会全体で取り組みます。

また、地域内の文化活動団体や住民グループの文化交流活動を支援し、障がい者自身が主体となった地域文化・芸術の創造を支援します。

施策内容

- 障がい児・者のための教養講座・教室の充実のほか、家庭教育の促進を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

放課後や夏休み時期等の家庭教育の促進のため、障がいの有無に関わらず児童・生徒を対象として、子どもの場所づくりを基本に、学習やスポーツ活動、様々な体験活動の機会を提供し、文化交流の促進と地域の活性化を図った。

4 雇用・就業

(1) 一般就労の促進

基本方針

民間企業の法定雇用率が令和6年4月より2.3%から2.5%へ引き上げられ、対象となる事業主の範囲が従業員40.0人以上に広がる中で、働く意欲や能力を持った障がい者の一般就労に向けて、職場適応等の支援に努めます。

また、ハローワークや商工会などをはじめ、障がい者就労の関係機関との連携を強化し、町村内・近隣市町村での障がい者雇用を一層強化していきます。

施策内容

- 各種雇用促進制度を活用して、事業者には雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。
- 圏域内の障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携して、就業支援のための基盤の強化を促進していきます。
- ハローワークや商工会などと連携し、相談や情報提供などを通じて自営業や在宅就労の支援、起業の促進を図ります。
- 就業意欲のある障がい者について、問い合わせや相談があった場合などは、関係機関等と連携して早期に必要な相談事業につなげるとともに、迅速で的確な情報交換・情報提供に努めます。
- 障がい者の能力と適性を活かして職業能力を高めて一般就労に移行できるように、職場体験できる場の確保に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

事業者による雇用や就労移行支援の協力により、ワード・エクセル等、事務処理に必要なスキルを学ぶ職業訓練の周知や事業所等の職場見学会などの案内を実施しました。

(2) 福祉的就労の促進

基本方針

障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も実施され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。

施策内容

- 「就労移行支援」「就労継続支援」といった障がい福祉サービスの利用者が意欲的に活動し、提供側も安定したサービス提供ができるように、住民・企業・行政による、障がい者に適した業務の発注、「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達の推進や授産品の活用を積極的に促進します。
- 就労継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、圏域の障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、支援学校卒業者や一般企業に雇用されることが困難な障がい者への情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

就労継続支援を実施する事業者、特別支援学校、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者が働く場の見学会や障がい者雇用理解のための情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図りました。

(3) 行政における障がい者雇用対策の強化

基本方針

国で定められた地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の2.8%以上（令和6年4月から段階的に引き上げ）となっており、障がい者の雇用について先導的役割を果たす観点から、行政における障がい者雇用対策の強化を図ります。

施策内容

- 地方公共団体の障害者法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者がより働きやすくなるように、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

各役場において、障害者法定雇用率の遵守に努めています。

(4) 障がい者雇用の啓発

基本方針

働くことで生きがいや、やる気を見出していけるように、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、民間事業者への啓発、働きかけに努め、障がい者それぞれの能力と適性にあった就労の場の確保をめざします。

施策内容

- 障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を働きかけます。
- 府やハローワーク、相楽東部広域障害者自立支援協議会就労ネットワークなどと連携し、「障害者雇用促進月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

府や相楽東部広域障害者自立支援協議会等と連携し、障がい者雇用に関わる制度や施策の周知を行いました。

5 生活環境

(1) 住みよいまちづくりの推進

基本方針

「高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れ、すべての人が利用しやすい施設等のあるまちづくりを進めます。

施策内容

○障がい者や障がい者福祉のことを住民がより理解するために、意識啓発・広報活動の充実や、障がいのある人となない人の日常的な交流・ふれあいの一層の拡大に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

公共施設等の駐車場に、おもいやり駐車場（障がい者用駐車場）の設置登録を行いました。
また、障害者手帳交付者に対して、おもいやり駐車場利用申請の案内等を行いました。
和束保育園等いくつかの公共施設におけるバリアフリー化を行いました。

(2) 住宅・生活環境の整備

基本方針

地域での暮らしを望む方が安全で快適に地域で暮らせるよう、住宅・居住の整備に関する相談体制や情報提供の充実に努め、家族が介護できなくなっても安心して生活していくための住宅・生活環境整備への支援を行います。

施策内容

- 住宅改修費の助成等、住宅をより暮らしやすい場所にするための支援に努めます。
- 障がい児・者等への対応住宅について、総合的な住宅相談体制の充実と情報提供に努めます。
- 障がい者が積極的に外出し、地域で生活できるよう、公共建築物及び公共的民間建築物について障がい者や高齢者などの利用に配慮した整備を促進し、建築主や建築士、住民への周知を図ります。

<参考：令和3～5年度における取組>

障がい者及びその家族が在宅でも暮らしやすいよう、利用者や相談支援専門員と連携し、住宅改修費の助成について周知を図り、居住の場を確保する支援に努めました。

(3) 安全環境の向上

基本方針

交通事故や消費者被害など、高齢者や障がい者が被害にあう事件や事故が全国的に増加する中で、障がい児・者に配慮した総合的な交通安全対策、防犯対策を推進します。

施策内容

- PTAや民生委員等との連携による児童生徒の見守りや、警察と連携した防犯教室等の開催を推進します。
- 地域ぐるみの防犯活動や、子どもの見守り活動、暴力追放運動等をより一層取組めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

駅・バス停留所・小学校・道の駅・キャンプ場等の人が集まる場所で、啓発物品の配布や交通事故防止の呼びかけなどの街頭啓発を行いました。また、役場庁舎掲示板による交通事故防止の啓発や65歳以上の高齢ドライバーを対象とした研修会の実施を行いました。

暗い場所への交通安全灯の新設や、見通しの悪い場所へのカーブミラーの新設を行いました。

(4) 災害対策の推進

基本方針

地震をはじめ、国内で大規模な自然災害が頻発する中で、日頃からの地域での見守り活動や避難場所等の周知、自主防災組織や地域防災組織の育成等、地域ぐるみで防災対策を強化していきます。

施策内容

- 「地域防災計画」に基づき、災害時の迅速な避難・救助体制の強化を推進します。
- 防災行政無線による緊急時における情報伝達システムの充実に努めます。
- 消防団の機動力を高めるとともに、消防団OB等の活用も含めた、自主防災組織の体制の強化を図ります。
- 要配慮者の支援ネットワークによる、災害時や緊急時の対策を強化します。

<参考：令和3～5年度における取組>

防災については、広報紙での啓発や地区の自主防災組織と連携し、地域ぐるみでの防災啓発を行いました。

災害時要配慮者名簿の作成を行うとともに、有事の際に、警察や消防団が要配慮者の救助を行う体制づくりを進めました。

6 生活支援・相談支援

(1) 制度を踏まえたサービス提供の推進

基本方針

令和6年4月施行の「障害者総合支援法及び児童福祉法の改正」に基づく「就労選択支援」等の新たな制度の創設に伴い、地域生活や就労の支援強化により障がい者等の希望する生活を実現できるよう、制度を踏まえたサービス提供体制の整備に努めます。

また、難病や高次脳機能障がい、強度行動障がい等も含む、多様な障がい特性に応じたニーズに沿った支援体制を整備し、適切な支援に繋げるよう努めます。

施策内容

- 制度の周知に努めるとともに、障害支援区分認定審査会や相楽東部広域障害者自立支援協議会の充実などにより、公平で透明性のあるサービス支給決定に努めます。
- 利用者本位のケアマネジメントに向けたサービス利用計画の作成、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

サービス利用計画作成については、相談支援事業所と連携し、受給者の状況把握を行うとともにサービス利用者の調整を行いました。

地域生活支援事業については、日常生活用具・日中一時支援・移動支援・聴覚関係（手話通訳者設置・奉仕員養成事業など）の事業を実施しました。

(2) 相談体制の整備

基本方針

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解して適切な支援を受けることは、自立生活のための基本であることから、行政の担当課をはじめ、相楽東部広域障害者自立支援協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者相談員などが連携した、総合的な相談体制の構築に努めます。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい特性に応じた情報取得への支援や意思疎通支援の充実を図ります。

施策内容

- 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。
- 担当課が障がい者支援の第一義的な窓口となり、地域で安心した生活が送れるよう、当事者や家族に対する相談体制の充実と相談関係機関相互の連携強化に努めます。
- 相談支援体制の強化に向けて、「サービス利用計画」作成の体制確保に努めるとともに、圏域で委託している基幹相談支援センターとの連絡調整を図りながら、計画内容の充実に努めます。
- 各相談場所で、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や相談場所の確保、絵記号等の活用などに努めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

障がい者やその家族、介護者等が抱える問題の解決には、担当課・庁内各課、社会福祉協議会やその他事業所等が連携し相談体制づくりに努めました。

個別の相談に対しては、民生委員・児童委員、障害者相談員などとも相談を受け、支援につながるよう努めました。

(3) 権利擁護の推進

基本方針

平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行されるなど、障がい者等の権利擁護に向けた機運が高まる中で、こうした制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていきます。

施策内容

- 相楽東部広域障害者自立支援協議会、関係機関と連携しながら、障がい者の尊厳に対する教育・啓発を強化するとともに、権利擁護や虐待防止の周知・体制づくりに努めます。
- 障がい者虐待防止に向けて、福祉部門だけでなく、労働、教育分野等の各関係機関とも連携し、虐待を未然に防ぐ取組を強化し、虐待の通報があった際には迅速な対応ができる体制づくりに努めます。
- 知的、精神障がい者のうち、判断能力が不十分な人に対しサービス利用契約の締結が適切に行われるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業、福祉サービス利用援助事業の利用を支援します。

<参考：令和3～5年度における取組>

「日常生活自立支援事業」「福祉サービス利用援助事業」については、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がい者等のサービス利用や日常生活における所持金の管理などの援助を行いました。

「成年後見制度利用支援事業」については、地域包括支援センターや保健福祉センターと連携し、身寄りのない高齢者などに対し、裁判所手続き等の事業を行いました

(4) サービスの質の向上

基本方針

障がい者福祉の担い手のサービスの質がさらに向上するように、人材確保・育成に向けた研修等の開催・参加を促進するとともに、社会福祉協議会、教育委員会などと連携し、課題に柔軟に対応できるように、ネットワーク体制の確立をめざします。

また、人材定着に向けた現場環境整備に関する周知・啓発や発信に取り組み、ICT^{※4}を活用した負担軽減を推進していきます。

施策内容

- サービス提供事業者に対して、サービスの自己評価の情報公開と窓口の設置に向けた働きかけを行います。
- サービス利用者のモニター制度など、利用者と事業者の協働によるサービスの質の向上に向けた取組を進めます。

<参考：令和3～5年度における取組>

サービス利用計画の作成等により、事業者からも利用者の状況を把握することができ、利用者と事業者の協働によってさらにサービスの質の向上が図れました。

※⁴ ICT：インターネットのような通信技術のこと。また、医療や産業といったあらゆる分野における、通信技術を利用したサービス等も含めた言葉。

第5章 障がい福祉計画 (及び障がい児福祉計画)

令和8年度の目標（成果目標）

（Ⅰ）成果目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成8年度を目標年度とする成果目標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本とする。
- ・目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

項 目	目標値等			目標設定の考え方
	笠置町	和束町	南山城村	
令和4年度末施設入所者数	2人	8人	6人	令和5年3月31日時点の施設入所者数
令和8年度末施設入所者数	2人	7人	5人	令和9年3月31日時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者の削減人数	0人 (0.0%)	1人 (12.5%)	1人 (16.7%)	施設入所者の削減人数
【目標値】 地域移行者数	0人 (0.0%)	1人 (12.5%)	1人 (16.7%)	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数

②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和8年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

項 目	目標値等	備 考
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	山城南圏域内に設置済み

項 目		目標値等								
		笠置町			和束町			南山城村		
		R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8
協議の場の開催回数		3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回
協議の場への関係者の参加者数		21人	21人	21人	21人	21人	21人	21人	21人	21人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障がい者の各事業利用者数	地域移行支援利用者数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
	地域定着支援利用者数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
	共同生活援助利用者数	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分	1人分
	自立生活援助利用者数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分
	自立訓練（生活訓練）利用者数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分

③地域生活支援の充実

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

項 目	目標値等	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等を整備	1箇所	山城南圏域内に設置済み
【目標値】 強度行動障がい者のニーズ把握、支援体制整備	整備に向けた検討を進める	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する者に関する支援ニーズの把握・支援体制を整備

項 目	目標値等								
	笠置町			和束町			南山城村		
	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数（年間）	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

④福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ・各事業の、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。
⇒就労移行支援事業については、令和8年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
⇒就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

- ・一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和５年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

項 目	目標値等			目標設定の考え方
	笠置町	和束町	南山城村	
令和３年度の一般就労移行者数	０人	０人	０人	令和３年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和８年度の一般就労移行者数（Ａ）	０人	１人	１人	令和８年度の一般就労移行者数
【目標値】 （Ａ）のうち就労移行支援事業利用者数	０人	１人	０人	令和８年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数
【目標値】 （Ａ）のうち就労継続支援Ａ型事業利用者数	０人	０人	０人	令和８年度の就労継続支援Ａ型事業利用者の一般就労への移行者数
【目標値】 （Ａ）のうち就労継続支援Ｂ型事業利用者数	０人	０人	１人	令和８年度の就労継続支援Ｂ型事業利用者の一般就労への移行者数
【目標値】 令和８年度の就労定着支援事業利用者数	０人	１人	１人	令和８年度の就労定着支援事業利用者数

項 目	目標値等			目標設定の考え方
	笠置町	和束町	南山城村	
令和８年度末就労移行支援事業所数（Ａ）	０箇所	１箇所	１箇所	令和９年３月３１日時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 （Ａ）のうち一般就労移行者の割合が５割以上の事業所数	０箇所	１箇所	１箇所	令和８年度における、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所数
令和８年度末就労定着支援事業所数（Ｂ）	０箇所	０箇所	０箇所	令和９年３月３１日時点の就労定着支援事業所数
【目標値】 （Ｂ）のうち就労定着率が７割以上の事業所数	０箇所	０箇所	０箇所	令和８年度における、就労定着率が７割以上の事業所数

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。
- ・各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、インクルージョン^{※5}を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和８年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・令和８年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

項 目	目標値等	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1箇所	山城南圏域内に設置済
【目標値】 障がい児のインクルージョン推進体制の構築	構築済	令和８年度末までに、保育所訪問等障がい児のインクルージョンを推進する体制を構築
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1箇所	山城南圏域内に設置済
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1箇所	山城南圏域内に設置済
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	山城南圏域内に設置済

※⁵ インクルージョン：それぞれの子どもたちの個性や違いを認め、障がい児や支援が必要な子どもという枠組みで分離するのではなく、障がいの有無に関わらずすべての子どもたちを包括した教育の取組・地域社会への参画を進めること。

⑥相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針に定める数値目標の考え方>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

項 目	目標値等	備 考
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	1箇所	山城南圏域内に設置済

項 目		目標値等								
		笠置町			和束町			南山城村		
		R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8
基幹相談支援センターによる体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
協議会における基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	協議会の専門部会の設置数	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会
	協議会の専門部会の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜国の基本指針に定める数値目標の考え方＞

- ・令和八年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	目標値等								
	笠置町			和束町			南山城村		
	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8	R 6	R 7	R 8
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

2 サービスの見込み（活動指標）と確保方策

（１）障がい福祉サービス等の見込みと確保方策

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスについて、利用者のニーズ等に基づく必要量について見込みます。

①障がい福祉サービスの概要

		サービス概要
訪問系	居宅介護	介護職員が居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービス。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、介護職員が居宅や医療機関（入院）を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。
	同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者等に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
	行動援護	行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。
	重度障害者等包括支援	寝たきりの状態にある等、介護の必要性が高い人に対し、重度訪問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービス。
日中活動系	生活介護	常時介護が必要な人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うサービス。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション等を行うサービス。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活、社会生活に向けて、一定期間、生活能力の維持向上等のために食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練等を行うサービス。
	就労移行支援	一般企業での雇用または在宅就労などが見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービス。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに就労への移行に向けた支援を行うB型がある。
	就労定着支援	一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。

日中活動系	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行うサービス。
	短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行う方が病気などの理由により、介護を行うことができない場合に短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護を行うサービス。 障害者支援施設等において実施可能な「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能な「医療型」がある。
居住系	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者・精神障がい者等に、一定期間の定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じて対応するサービス
	共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行うサービス。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日の食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の支援を行うサービス。
相談支援	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うサービス。
	地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービス。
	地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がい者や居宅で一人暮らしをする障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援等を行うサービス。

②障がい福祉サービスの見込み

【笠置町】

			実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間／月	29	17	25	22	22	22
		実人／月	4	2	3	3	3	3
	重度訪問介護	時間／月	20	14	0	17	17	17
		実人／月	1	1	0	1	1	1
	同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	訪問系 計	時間／月	49	31	25	39	39	39
		実人／月	5	3	3	4	4	4
	生活介護	延人日／月	85	82	87	85	85	85
		実人／月	4	4	4	4	4	4
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日／月	1	0	0	0	0	0
		実人／月	1	0	0	0	0	0
	就労継続支援（A型）	延人日／月	9	0	0	0	0	0
		実人／月	1	0	0	0	0	0
	就労継続支援（B型）	延人日／月	61	62	68	63	63	63
		実人／月	3	3	3	3	3	3
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労選択支援	実人／月					1	1
	療養介護	実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（福祉型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（医療型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	日中活動系 計	延人日／月	156	144	155	148	148	148
		実人／月	9	7	7	7	8	8
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	1	1	2	3	3	3
	施設入所支援	実人／月	2	2	2	2	2	2
	居住系 計	実人／月	3	3	4	5	5	5
相談支援	計画相談支援	実人／月	1.6	1.6	1.4	2	2	2
	地域移行支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	1.6	1.6	1.4	2	2	2

【和束町】

		単位	実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間／月	116	115	120	120	122	124
		実人／月	12	13	13	13	13	13
	重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	行動援護	時間／月	40	40	40	40	40	40
		実人／月	1	1	1	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間／月	156	155	160	160	162	164
		実人／月	13	14	14	14	14	14
日中活動系	生活介護	延人日／月	322	314	368	352	352	352
		実人／月	14	16	16	16	16	16
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	4	4	4
		実人／月	0	0	0	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	0	0	0	10	10	10
		実人／月	0	0	0	1	1	1
	就労移行支援	延人日／月	5	0	0	5	5	5
		実人／月	1	0	0	1	1	1
	就労継続支援（A型）	延人日／月	0	0	0	9	9	9
		実人／月	0	0	0	1	1	1
	就労継続支援（B型）	延人日／月	89	98	84	98	98	98
		実人／月	7	7	6	7	7	7
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	1	1	1
	就労選択支援	実人／月					1	1
	療養介護	実人／月	1	1	0	1	1	1
	短期入所（福祉型）	延人日／月	5	5	10	5	5	10
		実人／月	1	1	2	1	1	2
	短期入所（医療型）	延人日／月	3	7	0	5	5	5
		実人／月	1	1	0	1	1	1
	日中活動系 計	延人日／月	424	424	462	488	488	493
		実人／月	25	26	24	31	32	33
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	7	7	7	7	7	7
	施設入所支援	実人／月	8	8	8	8	8	7
	居住系 計	実人／月	15	15	15	15	15	14
相談支援	計画相談支援	実人／月	31	30	27	30	30	30
	地域移行支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	31	30	27	30	30	30

【南山城村】

		単位	実績値			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間／月	97	152	130	130	130	130
		実人／月	9	15	14	13	13	13
	重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	同行援護	時間／月	29	58	30	42	42	42
		実人／月	1	3	2	2	2	2
	行動援護	時間／月	0	0	0	40	40	40
		実人／月	0	0	0	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	訪問系 計	時間／月	126	210	160	212	212	212
		実人／月	10	18	16	16	16	16
日中活動系	生活介護	延人日／月	266	378	353	352	352	352
		実人／月	18	22	22	22	22	22
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	17	0	0	0	0	0
		実人／月	1	0	0	0	0	0
	就労移行支援	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（A型）	延人日／月	16	22	20	19	19	19
		実人／月	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援（B型）	延人日／月	14	19	12	24	24	24
		実人／月	2	2	1	2	2	2
	就労定着支援	実人／月	0	0	0	1	1	1
	就労選択支援	実人／月					1	1
	療養介護	実人／月	0	0	0	0	0	0
	短期入所（福祉型）	延人日／月	8	28	25	35	42	49
		実人／月	2	3	4	5	6	7
	短期入所（医療型）	延人日／月	0	0	0	0	0	0
		実人／月	0	0	0	0	0	0
	日中活動系 計	延人日／月	321	447	410	430	437	444
		実人／月	24	28	28	31	33	34
居住系	自立生活援助	実人／月	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	実人／月	3	3	4	4	3	3
	施設入所支援	実人／月	6	6	6	6	6	5
	居住系 計	実人／月	9	9	10	10	9	8
相談支援	計画相談支援	実人／月	22	23	24	24	24	25
	地域移行支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	実人／月	0	0	0	0	0	0
	相談支援 計	実人／月	22	23	24	24	24	25

③障がい福祉サービスの確保方策

■訪問系サービスの見込み量を確保するための方策

- 障がい者の生活を支え、介助者の負担を軽減するサービスとして、障がいの状況や種別を踏まえたサービスが提供されるように、事業者に働きかけます。
- 高齢者の増加を踏まえ、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」も推進しつつ、必要な支援の確保に取り組みます。

■日中活動系サービスの見込み量を確保するための方策

- 「生活介護」については、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者との連携及び情報提供を図ります。
- 雇用・就労の促進に向けては、引き続き就労継続支援事業所等の関係機関との連携促進による推進を図るとともに、新たな「就労選択支援」についても、実施に向けた検討を進めます。
- 「短期入所」については、介護者が急に介護できない場合や地域移行者等の利用を想定し、必要なサービス量を確保します。

■居住系サービスの見込み量を確保するための方策

- 「施設入所支援」については、相楽東部広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化とサービス量の調整に努めていきます。
- 「共同生活援助」については、今後の利用状況を踏まえ、必要に応じて府や山城南圏域で活動する社会福祉法人等に働きかけ、グループホームの設置を呼びかけていきます。

■相談支援等の見込み量を確保するための方策

- 特定相談支援事業所等での相談支援体制の確保・連携を図ります。
- 福祉施設入所者、入院中の精神障がい者の地域移行や、単身の障がい者などの地域生活の継続ができる体制づくりを進め、地域移行支援と地域定着支援のサービス提供基盤の整備に努めます。

(2) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業について、利用者のニーズ等に基づく必要量について見込みます。

①地域生活支援事業の概要

		事業概要
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業。
	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行うボランティア活動等を支援する事業。
	相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関・団体との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う事業。
	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用、または利用しようとする知的障がい者・精神障がい者に、成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部補助を行う事業。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体等に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業。
	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、障がいの程度に合わせて、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行う事業。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に対して介護職員を派遣する等、外出のための支援を行う事業。
	地域活動支援センター機能強化事業	障がい者の創作的活動、軽作業等の機会提供を行い、社会との交流を促進する事業。
任意事業	福祉ホームの運営	低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を運営する事業。
	訪問入浴サービス	訪問入浴車を利用し、居宅での入浴サービスを提供する事業。
	生活訓練等	日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う事業。
	日中一時支援事業	障がい者等に日中活動の場を提供し、家族の一時的な休息を確保する事業。
	社会参加支援事業	自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行う事業。

【笠置町】

	単位等	実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	2	3	3	3	3	3
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	0	0	0
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
②自立生活支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
③在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑤排泄管理支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	3	3	5	4	4	4
②年間利用時間	時間／年	77	114	184	132	132	132
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	3	3	3	3	3	3
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	0	0	0	0	0	0
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

【和束町】

	単位等	実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	0	1	1	1	1	1
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
②自立生活支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件／年	0	0	0	0	0	0
④情報・意思疎通支援用具	件／年	0	1	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件／年	12	12	13	12	12	12
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	1	0	1	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	9	9	9	11	11	11
②年間利用時間	時間／年	232	170	200	242	242	242
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	2	2	2	2	2	2
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	1	1	1	1	1
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	1	1	1	1	1	1
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	1	1	1
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

【南山城村】

	単位等	実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
④住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
(4) 成年後見制度利用支援事業	実人／年	0	0	0	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者派遣事業の実利用人数	人／年	2	2	2	2	2	2
②手話通訳者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
③要約筆記者派遣事業の実利用人数	人／年	0	0	0	0	0	0
④要約筆記者設置事業の設置者数	人	2	2	2	2	2	2
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件／年	0	0	3	1	1	1
②自立生活支援用具	件／年	1	1	3	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件／年	1	0	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件／年	22	18	20	20	20	20
⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	0	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
(9) 移動支援事業							
①利用実人数	人／年	18	15	16	16	16	16
②年間利用時間	時間／年	158	260	300	288	288	288
(10) 地域活動支援センター機能強化事業							
①実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
②利用者数	人	2	2	2	2	2	2
(11) 任意事業							
①福祉ホームの運営	実施有無	無	無	無	無	無	無
②訪問入浴サービス	人／年	0	0	0	0	0	0
③生活訓練等	人／年	0	0	0	0	0	0
④日中一時支援	人／年	12	11	12	12	12	12
⑤自動車運転免許取得助成	人／年	0	0	0	0	0	0
⑥自動車改造助成	人／年	0	0	0	0	0	0

(3) 児童発達支援等の見込みと確保方策（障がい児福祉計画）

児童福祉法に基づく児童発達支援等のサービスについて、利用者のニーズ等に基づく必要量について見込みます。

①児童発達支援等の概要

		サービス等概要
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービス。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービス。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児（幼稚園・大学を除く）に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を確保し、生活能力の向上のために必要な訓練や地域との交流の場を提供するサービス。
	保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービス。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等といった発達支援を行うサービス。
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	障がいのある児童に対して入所をさせ、児童の保護や日常生活の指導等を行うサービス。 疾病の治療、介護といった医療サービスを基軸とする『医療型』と、食事、排せつ、入浴等の介護といった日常生活での支援を基軸とする『福祉型』がある。
障害児相談支援等	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証・見直しを行うサービス。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを随時配置し、医療的ケア児への支援を行うもの。
発達障がい児等に対する支援	ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。
	ペアレントプログラム	保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。
	ペアレントメンター	発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談を受けたり、情報提供を行うための支援を行います。
	ピアサポート活動	同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

①児童発達支援等の見込み

【笠置町】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児 通所支援	児童発達支援	人日	2	2	3	3	3	3
		人	1	1	2	2	2	2
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	13	11	28	28	28	28
		人	1	1	2	2	2	2
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援等	障害児相談支援	人	0	0	0	0	0	0
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に 対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	11※	1	1	1	1
	上記プログラム等の支援者数	人	—	—	—	2	2	2
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

※書面開催

【和束町】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児 通所支援	児童発達支援	人日	24	20	14	12	24	24
		人	2	2	1	1	2	2
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	33	17	18	20	30	30
		人	3	3	2	2	3	3
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援等	障害児相談支援	人	1	1	1	1	1	1
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に 対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	3	3	3	3
	上記プログラム等の支援者数	人	－	－	－	1	1	1
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

【南山城村】

		単位	実績値			計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児 通所支援	児童発達支援	人日	0	4	4	4	4	4
		人	0	1	1	1	1	1
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	14	27	30	28	28	28
		人	3	4	4	4	4	4
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	5	5	5	5
		人	0	0	1	1	1	1
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	人	0	0	0	0	0	0
障害児 相談 支援等	障害児相談支援	人	5	5	5	5	5	5
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2
発達障がい児に 対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	1	1	1	1
	上記プログラム等の支援者数	人	—	—	—	1	1	1
	ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
	ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0

③障害児通所支援等の確保方策

■障害児通所支援の見込み量を確保するための方策

- 学齢期の障がい児が適切な支援を受けることができるよう、「放課後等デイサービス」の円滑な利用に向けて、学校と事業所等が連携しやすい環境整備に努めます。

■障害児相談支援等の見込み量を確保するための方策

- 「障害児相談支援」については、計画相談事業所、相談支援専門員の確保をめざし、事業所等への働きかけを行います。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの活用に向け、府と連携し取り組んでいきます。

■発達障がい児等に対する支援の見込み量を確保するための方策

- 京都府が実施する、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習について積極的に情報を提供して周知に努めます。
- 身近な地域において、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の講習が受けられる仕組みを整えます。
- 障がい児の家族同士によるピアサポートや、ペアレントメンターとして活動を希望する人に対し、情報の提供をします。

④子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児、または保護者が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として次の目標を設定します。

【笠置町】

	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人

【和束町】

	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人

【南山城村】

	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	定量的な目標（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業	2人	2人	2人	2人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人

第6章 計画の推進

計画の評価・推進に向けて

本計画は障がい者に対する長期的な施策と、各種福祉サービスの事業目標値を定めたものであり、計画の着実な推進を図るためには、計画の各段階での実施状況の評価・検討及び国や府の動向、地域の実情に応じた柔軟な施策展開が求められます。

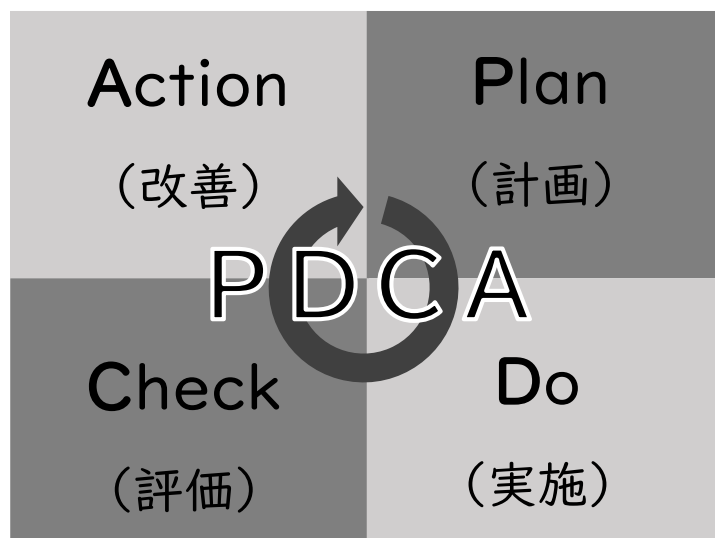
策定後は、中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施している「相模東部広域障害者自立支援協議会」に進捗状況の評価を諮ります。

また、本計画については、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、年度ごとに計画の達成状況を把握・評価するため、PDCAサイクルによる計画管理体制の構築・実施に努めていきます。

PDCAサイクルプロセスのイメージ

基本指針

障がい福祉計画策定に当たっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量の見込み方の提示



計画 (Plan)	●「基本指針」に即して、成果目標及び活動指標、障がい福祉サービスの見込み量やその他の確保方策を明示する
実行 (Do)	●計画の内容を踏まえ、事業を実施する
評価 (Check)	●成果目標及び活動指標について、実績を踏まえながら中間評価として分析評価を行う ●中間評価は公表できるものとする ●活動指標については、高い頻度で実績を把握し、達成状況の評価・分析を行う
改善 (Action)	●中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、適宜計画変更や事業の見直しを行う

笠置町・和束町・南山城村
障がい者基本計画 第7期障がい福祉計画
令和6年3月

笠置町 保健福祉課

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通 90-1

TEL 0743-95-2303

和束町 福祉課

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2

TEL 0774-78-3006

南山城村 税住民福祉課

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村北大河原久保 14-1

TEL 0743-93-0103